# 廣益俗說辨

自十
至十五

士農
婦女
僧道

曾4
775
259

イ音4
775
259

# 廣益俗説辨巻十目録

## 士庶

一 浦嶋子蓬萊へいきり三百四十餘年を經て還説
新 藤原千方鬼説
同 都良香仙女を留説 附羅生門鬼説
二 俵藤太秀卿三上山の蜈蚣を射る説 附同人將門を討説 訂補
三 坂東忠文將門追討の賞を恨て悪霊となる説
新 平の後裔の隱山の鬼ときれる説 俗ふるみち
四 信太小太郎説
八 源頼光酒顛童子を討説 附土蜘蛛の説
補 頼光家臣四天王一人武者説
補 渡辺綱相馬良門を討説 附綱泳欲説
新 同人宇治橋姫宇多教鬼四維生門鬼を斬説

同　公時ハ血氣ノ勇士ヲ云説　訂補

# 廣益俗説辨　巻十

## 士庶

井澤長秀　輯録

一　浦嶋子蓬萊にゆき三百四十餘年を經て帰説
俗説云雄畧天皇の御宇小丹後國餘社郡の人水江の浦嶋子
釣をして大亀を得たりしに美女となる浦嶋子
さしかたらひて蓬萊へゆきぬ三百四十餘年経て涼和帝の
御宇天長二年に日本へ帰るといふ
或云日本紀に雄略帝の御宇二十二年七月丹後國餘社
郡管川の人水江浦嶋子蓬萊へいたりあり舍人親王が
日本紀に奏上せりとハ元正帝の養老四年六月廿一日と
續日本紀に見えたれハ彼浦嶋子蓬萊より還る事日本
紀編纂以前なるべしすハ親王何によつて浦嶋子蓬
萊へゆきたるとハ知給ん哉初より虎の皮を武れ初より
いへる筆業に浦嶋子古々よりかたりつたへ世乃せ

ちなみにハ天後百除年を經て淳和帝の御宇にあたる時なり

ひと云浦島子ハ同名異人なるを混ずるなり

新藤原千方の伝

俗説云天智天皇の御宇小放逸の方といふ者叛逆を企て千方
金鬼風鬼水鬼隠形鬼といふ四鬼を従へ
伴党伴党を押領して衣を紀朋雄といふ者の宣旨をかうむり
地をとり一首の歌をよみて鬼の中に入れ家族をうしなひ
苦しむ事わづかに大きに乱れ出ぬれハいつくも鬼のすくなくなる事四鬼
ふうきを以て我等ハ逆道の民なり吾政有道の君
我をむさき奉るとて天四封の多く不和なりとて逆うなきれハ千方
いきほひとうるおひ朝雄ハ多くとらふ

今按ずるに此説舊事紀古事記日本紀及諸實録ハ
殊に後京姓ハ大織冠鎌足より始る姓氏録ハ天智八年小
始て大織冠鎌足に賜ふ後京姓とあり後京系図ハ方少く

以者ハ人を云ふ説ハ古今の序ハ和歌
と御しそちらの説ハ天地とうこう月ハ人ぬれ
よみとあれとそとあるまとしたる説なり宋説
書ちとかん（一説ハ千方ハ後漢の張角の子ハ千方なり千方にあらず）

新都良香仙となる附四維生つ鬼の説

俗説云都良香ハ京洛の人なり学文世に少れ
郎となる後亟相ハ良香の門人なり紀の階爵日
日に進み良香及ぶ所に及ぶ説憤り宦を捨て山に入仙術を
学ぶ後京に帰ると云一説ハ良香ある時四維生つを見て
て詩一句を得たり氣霽風梳新柳髪と今
ちくいまく対句ハ此時門の上に聲ありて氷消波洗
舊苔鬚とつをとり見れハ鬼ハ此なりとい
今按ずるに良香宦とすてく山に入仙を求めとうたと云と非
なり三代實録等を考るに都良香（始名言道）崇神帝裔桑

不肖赤之子也仕至文章博士少内記元慶三年二月廿
五日乙酉卒と見えたり又仙術を学ぶる事正史實録
に曾て有り但し良香の神仙策に三壺雲浮七萬里之
程分浪五城霞峙十二樓之構捕天四九三十六之天丹
霞之洞高闕八九七十二之室青巖之石削成見于本朝文粋
と云ふ策當時人口に膾炙して豪放称賞せらるる又羅生門その鬼の詩
好事者仙術と嘆ぜと評せり路賓王と狐玄門の上に於て
非常ある人来説にそなたの名聞と云へり唐才子傳に
張く其の狐つぎそるとのたまへり
宋之問錢塘に出て靈隱寺にあそび秋月に長廊乃下
に坐して吟じていく就鷲嶺樹宮光龍宮隱寂莫とまた
と孫狐はさうしに乞ひ及て樓觀滄海日門對浙江
潮水つきさり遥に見て狐は見て次老ひ者路賓王
なりて海に沒して去とゆえさりと記せり羅生門と良香

二俗説云因幡後方藤原秀郷江州勢田を通ると大蛇あつて
橋の上に横ふて動さず秀郷おそれずして通ると
大蛇忽消失す秋之見ると水に入すむ龍神なり秀郷當國
三上山の蜈蚣退治して秋賞賜と為やまと久しく留まる
くて毎夜ごとに橋上に来て人を見れば
御恩と思て取れ秀郷橋上に来て人を見れば
秀郷出て狐と問ふて俗説とも云へり暫時して
終に大いさ四尺の蜈蚣のごとく秋賞の百足と成りて
周章さわぐ秀郷用する所の弓矢を射て殺す
以て十種の財を秀郷に
陰の陽家を立て用ひ
うとも云へり

安號ゝて俵藤太と称し兼盛年年將門下総国相馬郡に
立て反逆す京の帝敕をかゝ被奪んとしたれ共ゝて多
意ゝ方ゝ攻かゝりし共敵向し攻ゝかゝりしとも俵將門強勇深智其
虜鉄を云ゝ矢石を反射自及ゝ加不敢ゝ近寄ゝ詩をゝみは
て兵をゝりゝ八敵ゝとゝ市方行をうゝ玉ひ去る故秀郷俵ゝ降参し
ひそゝゝ將門ゝ奉ゝ通ゝ將門其軀鉄ゝ云ゝとゝいへとも蜂谷
ゝ常人ゝ異かゝるゝとうゝひ少て俵ゝ將門を射殺ゝ首
ゝ切ゝ京ゝ上ゝ正ゝ武義ゝ云ゝ其首を懸て
上ゝ京ゝ奏ゝ天慶ゝ元年ゝ賜ゝ俵ゝ下野ゝ国ゝ
沙さあるゝ世ゝ玉ゝ芸ゝ俵ゝ藤ゝ太ゝ云ゝ
有將門ゝ之ゝ光ゝ明ゝ如ゝ神ゝ俵ゝ藤ゝ太ゝ
俵ゝを呵ゝゝ笑ゝ給ゝ眼ゝ光ゝ内ゝ入ゝて忽ゝ枯骨ゝ成ゝ
家ゝ妖怪ゝ消ゝ件の蛇ゝ俵ゝ藤ゝ太ゝ
一説ニ勝明神ト云 又獨眼人ノ神ト云 ゝ号ゝ
ゝ云ゝ伝ゝ秀郷ゝ武ゝ

合掌ゝ淮南子註云蝍蛆蜈蚣也性能制蛇見大蛇便縁
上嗽其脚玉函記云蜈蚣制大蛇とあれハ蜈蚣の蛇を悩ゝとは
又ゝ云ゝ伝ゝ昔田舎ゝ大蛇の祝ゝ妻ゝ有ゝ格上ゝ仏
居ゝ仕ゝ其ゝの人ゝとゝあゝるゝ祝ゝ云ゝ
ゝ蛇ゝ祝ゝ怖ゝ恐ゝ振ゝて其軀ゝ忽ゝ百
脚ゝ為ゝ蜈ゝ蚣ゝ食ゝ殺ゝ秀郷
彼大蛇ゝ之ゝ内ゝ入ゝ祝ゝ之ゝ中ゝ
ゝ屋ゝ敷ゝ之ゝ内ゝ世界ゝ若ゝ祝ゝ神ゝ祠ゝ仕ゝ
周鯖之子處謐 力絶人不修細行 有ゝ人ゝ世界ゝ
郷里患之處嘗 射弱 小ゝ意強 ゝ
父老曰今時和歳豊而人不樂何邪 長橋ゝ蚊ゝ教ゝ後書ゝ
父老歎曰三害不除何樂之有 處曰何謂也曰南山白額虎長橋下蛟并子屬三矣處曰若所患者止此吾能除之

乃射虎殺鮫遂従機雲受學萬志讀書砥節礪行近畿碁布州府交辭

俵藤太と号すとハ非なり秀郷系圖ニ住近江國俵庄ニ依
故號俵藤太と記そうゝ此ハ秀郷ニ依て秀郷宮方とか
うゝ下総ニ在命ふとゝも行ゆきなりうてゐ
門ニ至るひかゝる事ニ通し　将門を射ふとゝ非なり
将門記盛衰記皆ニ秀郷宮方とかゝめてゝ
かゝるハ拾門ニ反逆とゝ仮ニ祈とうゝひ給ふくゝ
同意して朝家ニかゝ奉ゝとて切ひ出るの将門ニ
為鞆輕忽すして天下ニ背逆ニ対ひ器ニあらゝ
ひゝ人ゝ云国下ニ敵ニ論て平貞盛と云ニ
偽して将門ニ対せむ貞盛ニ対ひ給ふ
且高ゝ弦秀郷其首を捕とあり　補　又秀郷将門ニ毒ニ
面すゝ事ニ非ず但し今昔物語云将門貞盛と戦ふ
貞盛ニ軍敗て貞盛ニ素ニ生捕軍士皆これニ通せゝと
あり此ニ対拾門衣と貞盛ニ対ひ給ふ時欲とそ在　よ和

ゝも風ニ為ゝ様ニ紙ぞ
清博奥級抄ニ見ゝ
拾門ニ対ゝ
ゝと云ひ其器ニあゝ
ゝ
弦ひとゝ云ひあゝひゝ
弦の云ゝなと童蒙婦女の戯説論ふ
将門と祇園ニあゝ　社家所伝ニ天平二年大己貴命と
ゝ云ハ俗説のあやまり　此段加小補

三　藤原忠文将門退対の賞なし恨て悪霊ニなる説

俗説云義平年中平将門謀叛ゝて大和宗平
貞盛副将軍民部卿藤原忠文以下東国ニ發向する事
将門ゝてゝうそれゝ孩刀より各論説ニ為ゝ忠賞な
こるそれゝ忠文ゝうとそれ九條師輔公今も同ゝく

賞はなかるべしと申されけれども小野宮実頼同心なし
まゝにてその沙汰なかりしかば忠文大にいかり物はかゝらず胡簶
ばうちに一人を賞にあづかり一人は罪にとかくありけるは小野
宮殿の逆まにたれあらはとて何をばゆきて拳ばにぎる
また右の手は八川の爪手の甲に通りて血流れけるより宿所に
帰り飲食ばやめ忠ひたるきこえて悪霊となりけりと云
今按ずるに将門が乱にあたりて貞盛忠文発向せしといふ説大に
あやまれり将門記古事談今昔物語などを考ふるに将門其
叔父国香を害しそれに罪科の多くかさなりて乱とはなりぬ
されば国香の子貞盛が陰にあたりて勅命をかうぶりて人々に
親の敵なるゆへに秀郷と計りて将門をせむ右の事は
きこえければ乃ち大将軍藤原忠文副将軍刑部卿忠舒
参議源経基殿朝など下向せしに将門すでに誅の告
ありしかば上洛すとみえたり若忠文貞盛と同時に発向せ

は貞盛の下総に下りし何の叔父ゆくゑ志さすは駿河ほど
にてきゝたるやは又忠文賞をとはゞるゝ死せし年なり王
代一覧に天暦六年六月参議藤原忠文卒す歳七十五
中納言と贈らるとあり将門追討の天慶三年より忠文
卒去の天暦六年までは其際すでに十三年に及べり是等を
つく俗説の相違を知るべし但し似寄たる事あり藤原為長
の十訓抄に齊信大相国為光子民部卿宰相のとき才幹すぐれし
によりて兄の誠信の君をこえて中納言になられけるに誠信
わが身不遇をなげきつゝ恨るに堪ず七日といふに恨
死に死なれしが手をにぎりゆびの爪皆甲に通りたり
又其外にも死て八帝王臣下ともに其霊見しと
ありける怨みかくきこえたるかしとあり思ふに
此事を誤りて忠文と附会せしものならん

新 平維茂戸隠山の鬼を斬る説世にいふみちびかれ

信濃云年、後鳥羽信州戸隠山に入し鬼神をまねきて角うつ事
を云切こうせうと云伝へ俗諺に紅葉狩といふ
今按ずるに非形り俱し今昔物語に後義澤侯諸侯といふ
者と共に其場に去女服装着て諸侯と称
うふ山に行家士皆悉く諸侯と対
と記せり八束に成て妄作せるうみハ山中に八束容彭侯
山樵岩都山鬼野婆婆婆黒眚などいふ物ありといへり
吳歌とうたふ世に不もあるべしあれよりついて先儒の説を
考へ見るに世人道をわきまへさるハ其知所わろく
ものひゆなれるまてにて何故ハ惑と
思ふ日月星辰雷雨霜雪のごとき希に見ハあるべしむへ
なれとも常に見る故に見ずとせん〜理に正と不
正とあり白と黒と寒し暑し裏〜表〜秋冬の理の
正なり冥に理に背ふ不正あり庭前の樹木花草の

長成ハ〜成ひ〜ハ理の正なり冬月に成て春
〜栄の長成〜ハ理の正なり俗に雷霆風雨ハ造化
なり法華経に忽鬼魅乃ち小半なりあれハ
神に成て大なるあり地の中に生あり地理の考に
ひ〜〜造化の迹なり小半〜物〜ハ理と
雨〜悪と〜〜たるものなり〜成て文宣王に成て
拾てさるハ人と生れんとせんとて成ハ元悪の
物成ハ〜ものなれハなり〜ハ元悪の
なり〜つきまへさるに白〜

四　信州小谷郡の説

俗説に天慶年中に奥州信夫玉造二郡の領主信夫小谷郡
者あり相馬郡の孫なり幼して父に別れ母と家に成其母小谷郡
幼稚の男婚の小山左郡小系に成て小山に成て領地を
うしひ小谷郡と母成退去ハ小谷郡に山と成十四人家なりし母と
とをひ江の畑場の宿まて敵しに母に成ハ病て死ハ小谷

帝又國に帰り清盛父子を誅せんとはかりしに清盛父子
これを聞て信太を捕て小山の家人に預ける所に信太の姉
聟なる信太の姉夫の同伴にて小山の家に来り小山に
あそぶ其後小山より来る命して信太伊豆海に沈めんとせし
情ありてこれを信太其不義を責て運をひらく
小山を討て本領安堵せ信太の姉尼と共に小山帝と尋ね
諸国を巡りしに云伝え其迹ありしとぞ
今按ずるに今昔物語に將門の女良門其子義念をあり大系
圓發志集に將門の女如義尼の事あれども小太帝の事ハ
見あたらず扨て信太氏は本書に載る所の帝の續日本紀
云常陸國信太郡人物部國依改賜信太姓又云同國同
郡大領物部志太連大成姓氏録云信太首百濟國人
百年之後也徒然草に丹波の出雲とぞ不信を行うと
ゝ為不審とあり又六条判官為義三男保元常陸國信太郡に住せ
信太三帝と号し盛衰記平家物語東鑑に見えたり

然るに信太小太帝と云者の信太草子に内裏に深草の
武蔵国にて名乗て云く拾遊の物語に小太代乃孫白狐の女
とあり天慶九年に六孫王経基の時に教光と生
を況んや太代の孫とも其後幼少にして新くい陳舎管領持氏
乃子春王丸安王丸両小沈宿し信城氏羽と共に籠城して戦
け為信城討ぬ後落ぬ捕て誅せられ乳母抱て
ゝ為ひ乃年信城武蔵記によりその後安王丸乃弟永
寿王丸宿領を補し成氏と号せ父乃代りとして京
徳三年十二月廿七日上杉憲忠を誅せ鎌倉九代記旅宿
問答等に見たり光宮とゝ為ひ諸国に信太草子
新形に成て後世好事の不尽なり
五 源頼光酒顛童子成討説付土蜘蛛乃伝
俗説云酒顛童子と云鬼丹波乃国大江山に住て国土乃強と

所の松樹に源教光を刺して死しめ給ふ教光保昌個の時
定光一定 季武山伏に立て大江山に君ひ入酒飲そつて入り
童子のまむを醉ひて醉ひ伏て百人の童子に成切り
教光に告げたる各童子に成切り 其うち一人の婦人
相具し上洛せしとて又あるとき云物嘆をみて教光とりあはせ
給しに教光右力を抜きて切れいひて入てすけ
うをぬけ伏て後京保昌に命じてうち血にそひて紙に去
物蛛とぞ名付けしむとぞ

今昔物語に教光酒顛童子に対峙 實家朝臣俱保兄弟圍
教光誅伊吹山の山賊とあり 古今著聞集に市原地主牛
に成る物語に鬼同丸と云者に頼光切殺せる事に載り
光宗武附命して世に伝へ物語に異邦に似たる事あり
梁武帝の大同二年に歐陽紇と云者山中に通ず時共妻
に鬼に成て紇を伺ひ嶺に結宮に伝ひ住ひ

論語に此人誅伊吹山の賊

に成て紇を伺ひ逆兵千人と共に
くゆくわを入に南にあるを見て知るの山に保相殺とて
洞に流れ出て紇を漸く葛を伝ひ来て紇に問ふ
て石にあり 紇に問ふ女数十人あるひ紇に云て
ち我何故に来るとの問紇つ彼女答ていく
を婦人の病ふて席にあるとて紇とつもて問ふ来て
とく廊と其中廣しく席乃上に綿を敷き紇妻に石
乃撮の上に婦をそう備せいくわもつと云て妻とひ
鬼神にうつられて云るあるとて久し今鬼神にそる他行せり
他日若英酒二斛大十疋麻数十行を持来に紇答きみと相
そうて鬼神とうくしむ一は鬼神に称る好んで紇にて
酒とのむ醉とのい紇もとの力をそなえて色の俵とて
ふるとと席よりひたけしむ一てひれとも白練かのくきに紇色
とも白練の中に麻を巻て縄として伝ひ住ひ来はかもとの白

但し層かさなりて後のちくだくしてふたをかし臍の下より肉身
をうけ出ずるとなり故ひろくしたれば死せて側の窟いれ
て食物を供ずるの所なりとあるかと思ひ合せて相まつたしとも
也其旨をまうす分家よりかへ酒と大なる瓶をつさへて件の所へ
そなへ酒瓶本の下より至て大なる林中よりあさ窟よりかへと相まつ
申の刻ばかりに及びて鬼死骨なる瓶をとりぬけ長六
尺ばかりなる女をつきてあまたの女引そへ出
て瓶のもとにて六七十人の男ども辞世の諸女
をひきて同じくうちひ笑ふ色おのおのあつく郷人
ども瓶と手をかく瓶の下の兵洞へ入事尺程大なる白猿四
足瓶床よりつるれ人とうんて縄とうんとうれとも縄くれ鬼
眼電の如し瓶の下の兵鬼の腑北下とさしてあるに教し
かとうきくこと面所の財とあつ紀又命世に命のれしの
後しうたるを面所の三十人皆死人なり若き女も交るあるを

十年ほどの間ひ〳〵れとうふ所とれいゆきとく瓶をうて鬼日
ほどに他山よりとひかくしたる教百里晩の及ぶ所なり瓶其書
及諸女を相具し財物をとれしき物てかへりとり説郭白
猿伝に記せり思ふに酒顛童子の説ときに半は拔て化せる
ものなるべし又五格蛛は半は日本紀と考ふるに蟲類なるべ
き上古貪乏無聊の者家瓶はくるとあること巣の居穴
よ高者瓶ひとつ釋日本紀引肆津國風土記曰宇禰備能
可志波良能御宇神武天皇天皇世偽者土蜘註云此人恒居穴
中故賜賤號曰土蜘蛛とあり今も家あるを者と蜘とふ所に云ふ事詳に不知仮法入
ふ文盲なる者字美瓶るついて誤て蜘類とし妖妄の説を
はなり牧光依武勇瓶紛せんとて四囲て良れと苦猥を
為ふ所ときの事なり武勇なり

浦 頼光家臣四天王一人武者乃瓶

俗説云源牧光乃家臣四天王一人武者なり四天王八渡色個

坂田五時雄井貞道知浦色季武の一人武者八平井保昌なり
今按ずるに坂田雄井浦色の号奇絶なり旧記は掖なし今昔
物語に村岡五郎平貞盛とあり平季武とあり家号形
ゑ時ゞ姓氏八欠て書とゝ保昌八藤原姓なりとゝ人とも家號
書とゝ一説に掖乃平井乃舞まて家号とあるとし性のゝ
保昌系圖に見るに高向藤仲室河内守頼信母八保昌妹と
見えたれ八教光教信等と聯ゝ八九も有ゝ絶とても
保昌八大納言致忠のゆまて母八元明親王女なり拾遺集
冠と号し後に丹後守となるとあるゝゝむ正四位に教光の家に
くなる人歟とあるゝ次

浦 渡辺綱相馬良門を討附綱泳歌乃説

信説云相馬乃将門の良門といふもの孫歟ゝ家れ八源教光征伐
として東國に下向ゝ良門と名のる波色保良門と組て其
首を取とゝ云ふ又あ教と保ゝ云ふ なれ名ぞと人
なりとゝやゝ教ゝ見づゝ何とゝうん
今按ずるに今昔物語に平将門の良門金沢大般若経一
部と書写して供養せ良門の名と為て光念号れ
陸奥國小松寺に住して常に地蔵を信ずゝ八ゝ高
の孫叛伐誅の事諸實孫に加ゝ其家誕説するふ
ゝれ又保の名ぞとゝのうゝ非なり後撰集に見るあ
る女に見ゝ加ゝ市に成おとこも志ゝ八人に
れゝ中の比に名ぞと人に八ゝ
くあり女ゝ心ゝ
歌なり信説の相違説知る
新渡辺綱宇治拾遺宇多森羅生門乃鬼説斬説
信説云後冷帝乃御宇に有る白川乃女に嫉妬の餘夫死の社
まゝて鬼に成て孫と初て夏美に成ゝ宇治拾遺に頼
ゝ忍に鬼と為る宇治拾遺八是より後に源頼光れ

家士渡辺綱一説に綱一条戻橋にて鬼の髭切にて切て
ゆきあひ髭切にて切て七日の内に門戸を閉て居さ
せて綱を表母指伴国渡辺より来て綱のあひ鬼の手を
見むとて綱をみうしなひて髭切と鬼丸
とあり〳〵むさし坊ハ多田満仲流れし国之笠取山乃熊治郎
うゝめてとゝ。一説ハ源氏せつ丸そ鬼丸ハ髭切に
鬼綱の母をとりけて云かへてふ。一説ハ大和国宇多
森に鬼ありて往来乃人を害を源頼光渡辺綱ハ鬼
討て手柄として重代の太刀と称して鬼の
中より綱ら髪はえて髭けく源乃頼光ハ鬼丸と称
ち落し枝光ハ髭切せけ也ハ頼光髭ハ鬼ハ
ア人と云ふとり居れきりて河内国古安乃里より来れ
来るゝかの鬼丸ハ鬼を見うしなひ又鬼とをつくるけんと
す為ハ頼光乃とぬすて鬼ら頭と切れと次それ乃ハ
鬼切とゝ後さ乃多田満仲乃ものと云て鬼をきれり右の
刀ハ伯耆国倉見郡大原之安綱ら作也ハ此の武将田
村将軍ハ奉也ハ鬼ハ治康卿ハ田村将軍と治康山あく
剣合乃太刀也

今按郡〳〵ハ郡乃女嫉妬ハ鬼〳〵して夫布祢乃社ハ
うゝ〳〵鬼ハ云て〳〵と祈乃神乃〳〵ひよりて鬼
と形為と云事非あり貴布禰社ハ古雨龍とまれり
神代巻云伊弉諾尊斬軻遇突智為三段一段為高
雨龍日本後紀云弘仁九年五月ス貴布祢為大社賀茂
氏記云為平安守護所祭也蓋日域地主神明也かれ
是神なんて無悪の姫婦ハくみして世のとゝひと形
なんや又宇治橋姫ハ魔魅ハあ〳〵次顕注密勘河海抄説又同信太
明神妃姫大神在宇治橋西岡号橋姫又号宇治明姫
神社考雍州府志名勝志委 古今集ハさしらは衣かゝ〳〵さいはひ

やうもなくなまつ[illegible]うらの塔婆又ハ宇治乃[illegible]海ひ[illegible]と[illegible]
同物ゝ山ゝハ信吉大明神ゝ[illegible]神ゝ[illegible]ゝ記せり[illegible]
て信吉のあるゝまりと[illegible]
[illegible]れとふゝ山ゝ[illegible]古今著聞集袋草子皆ゝ和泉式部
男ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ歌ゝ[illegible]ゝ祈ゝ[illegible]
忽ゝ感應あるゝ[illegible]と載り[illegible]又[illegible]和尚[illegible]
濃國の婦[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
鉢ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
同國の野中ゝ[illegible]堂[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
つ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
婦ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
右の信吉ゝ小異と設ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
治橋姫羅生門の鬼綱ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
森の鬼綱ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
田村麻呂ゝ云ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
相遠と知へゝ思ふゝ綱ゝ鬼ゝ切ゝ三説ハ古今著聞集ゝ
市京邸ゝ[illegible]ゝ鬼同丸ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

頼光とうかひしに此渡邊綱こまゑ出てさうて射きりしハ
鬼同丸のとめひく頼光ハ鬼同の首切かく頼光ハ鬼同の首
らんきんを鬼の刀にてつく牧光の髪ハ前髪と密
首ハむかうひよりこひ法さきりと記とり此説を按てハく
つとも〳〵さる事なり
新公時ハ血氣の勇者〳〵説
俗説云頼光四天王の内ハ公時といふ
あやうく此事ともなり〳〵公時綱ハ
補 又云公時ハ山神山姑の子にて一生妻子なく頼光の没後
ゆさきさきもそう給〳〵云
今按ずるに源頼朝徒に未定綱狀云多田摂津守源の
ものの中ハ公時といふハ
見つ〳〵智あり〳〵宗〳〵けの綱ハ新参にてあるべ
今昔物語云摂津守頼光朝臣の郎等に公時と云人の有なりと記して綱を事とのたまへり後拾遺に四天王とすら

古今著聞集に保元物語に平治物語に平家物語に義経記に太平記に新参と云へる武勇説話に保元の頃に四天王の名あり
紀氏の新参と云へる武勇説話に保元の頃に四天王の名あり
沢族説に公時ハ心の剛とをそれとなく臆病とをそれハ
綱胸に引き寄せ〳〵事とをそれハ
戈覚にてあるなりかるに
かく案〳〵と用心とくせもいふ
こうあ此事なるに大事に成ひさる者ハ物ゝ
世に事なるべきハ世の孫なる不しまく相違せり又公
時ハ山神山姑のまして一生妻子なく頼光の没後ハ逐電
きといふ説例乃家紀にてかく
山姑嶺南皆在一足反踵手足皆三指雄曰山丈雌曰山
姑夜扣人門雄求金繒雌求脂粉ものあきハ山丈山姑ハ
畜類なりとす公時ハ不生成幸姻まとん少く法かく

詞不可極

廣益俗説辨卷十終

此段訂補

# 廣益俗説辨卷十一目録

士庶

新 阿倍晴明八狐乃子と云説附晴明乃満と術くらべ乃説 訂補

一 晴明乃満と敎を競て乃満と対説附一條反橋乃説

二 八幡太郎義家行信貞任と奮戦乃説 訂補

補 義家鳴弦乃説

補 同人北嶽日弦乃説

新 紀良貞蛙乃如きけ雷鳴と逢説附雷鳴誓牛乃歌の説

三 源倉橋太郎吉海弥三郎に眼弧射る巻乃説

四　法西八市乃明神文小ゆゝ云

補　大庭景義御術自漢乃云

新　頼朝右義平雷ゝ乃ゝ那波六市を害す名云

補　源頼政宿に射て菖蒲方と獨り云



井澤長秀　輯錄

## 士庶

新　巧信晴明ハ狐子ゝ云説附晴明乃術ゝ乃乃云

俗說云阿信晴明ハ狐根の榛猫鳥乃寿なりかの母ハつくの者ゝ知て猫鳥乃童子ゝ云其母童子三歳乃ゝ狐ゝなりく

子狐ゝ巧信童子ゝ云

狐と巧ゝ一所にゝ住ひ童子ゝ成ひゝくは乃狐なりて人よ狐乃

信右乃森のうゝみくもれ童子盛長して晴明と号ス

信右乃森よりゝ出る一疋の狐出来て行もとゝ巧ゝ母なれ

ゆて加ゝけもやうゝ狐乃ゝ母なれ

ゝ狐ゝして橘姫ゝ姫右ゝ一説ゝ晴明と信明

狐ゝ乃人ゝ狐右ゝ乃ゝ芦屋乃道ゝ術

負て出ゝ来ゝ云

今按ゝ晴明ハ狐波根猫鳥乃産ゝて母ハ信右森の

似て云て倍なり 阿倍晴明俗云晴明父晴基 一説賀茂
保憲女潰刃地志云晴明潰伎國香東郡由佐て産也
とあるは俗説乃相違と云る歟 右の俗説を
中山忠親水流の次第天皇御宇に天濃國乃人邪中
ゝ夫女ゝ毎つを呼て毒ゝ一男子ゝ成ゝ後ゝ
大ゝ母ゝ ゝ邪干のかゝとあゝ屏のよゝ
死ゝ多夫ゝいゝ高類ゝいゝ此程の笑われ
邪ゝ和ゝ夏て祈ゝ ゝ海ゝ東ゝ毒ゝ色ゝ
ゝて邪干と云ゝ祈ゝ ゝ年ゝ ゝ ゝ ゝ好
事去晴明ゝ教術と幸ゝ ゝ ゝ
ゝの好ゝ又晴明と信ゝ ゝ ゝ時と信ゝ
云ゝ人ゝゝゝのゝ又晴明と橘姓ゝ ゝ事非ゝ
姓氏録と考ゝ阿倍ハ孝元天皇子大彦命より出
橘ハ敏達天皇の後胤橘諸兄より出其出自高

異なり又晴明道満術競乃説非なり但ゝ宇治拾遺
物語ゝ昔晴明ゝ土御門の家ゝ老ゝ ゝみ老る老倍東
ゝ ゝ十歳ゝ ゝ童ゝ二人ゝ ゝ時ゝ行ゝ乃
人ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ内ハ播磨國乃者ゝ ゝ陰陽師を
召ん志ゝ ゝ道ゝ殊ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝて ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ法師ハ ゝ ゝ ゝ晴明
ゝ見ん ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ法師ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

[illegible]法師ら為りて[illegible]東宿をしたて式あり
[illegible]考へて[illegible]山伏作つる童乃二人ありう
[illegible]作られ給てかつらんと[illegible]晴明希有の事乃御坊
[illegible]人志侯なる人志侯なる[illegible]
法師ら[illegible]文あり君大なりとて[illegible]作られ
[illegible]とびあれ[illegible]御坊人のおろえむ
[illegible]式神使ひ乃ふ[illegible]人とて[illegible]
晴明[illegible]事[illegible]乃[illegible]と云て物むやけて
[illegible]童二人[illegible]
法師ら[illegible]法師[illegible]
[illegible]人乃つひ[illegible]
事[illegible]作[illegible]
[illegible]

補 今昔物語云播磨國陰陽師法師各式神使

いひ[illegible]智徳きこえ[illegible]奴少[illegible]
晴明[illegible]式神[illegible]
智徳[illegible]道満[illegible]
[illegible]筆[illegible]満[illegible]播磨の者[illegible]二人[illegible]
[illegible]

此段賀補

一何信晴明道満[illegible]

一糸瓦橋の説

俗説云阿信晴明文殊[illegible]式荊山乃伯乃[illegible]者[illegible]
[illegible]文殊大士の天理[illegible]伯乃一巻の書[illegible]文殊
神裏書陰陽内伝集[illegible]伯乃晴明[illegible]酒[illegible]
[illegible]賭[illegible]
三年[illegible]晴明[illegible]荊山[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

然るに爰に晴明が弟子に芦屋道満といふ者ありて此書を
見まほしく思ひけれどもゆるさゞりければ晴明が妻梨花
女に通じて彼書を盗写しとりて元のごとく封じおさめて後晴
明にむかひ我昨夜夢に文殊にあふて秘書をさづかる其名を
金烏玉兎集と云天地陰陽の数掌をさすがごとしといふ
晴明打笑ひ汝何の碑て伯道が伝へ給ひし秘書をわれにあたへ
給ふべき我むかし伯道よりさづかりし陰陽内伝集の上巻を
玉兎集となづけ秘して今は内箧簋におさめ世に知人なし汝
若ハ妄想ならんといふに道満あざけりてしからば首をかけて賭
にせんとて賭をなし道満書をおして見せければ晴明負て
首をうたれけるに及て晴明が荊山にはうむる屍焼失せ
伯道あやしみて穀成山にのぼりて唐土山中の秘法をもつて
晴明が横死を知日本に来て晴明が墓を訪て残る屍を
あつめ生活続命の法を修せられ晴明をふたゝびよみがへらす

伯道相見て互にひそかに悦びことをかたりて道満が宅にいたり伯道まつ
入て此家に晴明ありやと問道満答ていはく其人ある今は
墳家となりぬといふ伯道いはく我はきのふ竹林にて是を見
たり汝急ぎ尋来るべしと道満笑て若し今晴明あらば
我がくびを切らるべしと賭にするところに晴明出て是を
に道満が首を打切といふ又一説に道満晴明が父を一条の
橋にとらへて殺害しけるを晴明がかのことを聞てきたり数をさだめ
屍をあつめこれを以ての事に忽骨肉生じ血脉通じて
蘇生しけるにより一條戻橋といふ
今按ずるに晴明が父祖の事くはしく實録に見えず羅山子の
撰集に晴明は賀茂保憲にしたがひて天文をまなび
暦算推歩の術にいたりて悉くきはむ 此説今昔物語に見えたり
世に伝ふる伯道に学びしは非なり又道満が晴明が妻に
通じ箧簋書を写し晴明をうしなひしといふて道満とふつ

筆もち寄説なり故事談宇治拾遺物語東斎随筆等に
御堂関白殿（道長公）法成寺建立ありし後日々御参詣ありしに
常に愛しかひ給ふ白犬御供につきて毎日御堂にゆき
けるがある日寺門に入給ひけるに件の犬御前にたちふさ
がりてほえければあやしと立やすらひ給ふに車をも
ひかせず入まじきやうにしてなほ法衣の裾をくはへ
てひきとゞめければいかさまにもやうあるべしとて晴明を
めして子細をとひ給ふに晴明しばらく考へていはく君を呪咀
したてまつるもの有て厭術をなして路に埋み置候を
あらんとかまへ候へども君の御運つよくして犬しらせ申候
故に也とかんがへ申しけりさてそこを掘てみさせけるに
土器二つをあはせて黄なる紙ひねりにて十文字にからげ
たる紙出たり中をひらきてみれば土器に朱をもつて一
文字を書たり晴明が云く此術は知たるもの秘事にて

事なり此ハ世に知る人あるまじ但し若し道摩法師（道満一作摩）
知たるやらんとて懐より紙を取出し鳥の形に結びて投
あぐれば白鷺となりて南をさして飛行晴明が童の跡につきてはしる
ところこそ厭術者のすみかなれと云ければ下部等是をしたひ
ゆきて見れば六条坊門万里小路河原院の古き
家に落入ければ下部入て見るに法師一人あり是を道満なりとて
とらへて問ければ堀川左府顕光公にたのまれてかくのごとくし
よしを白状す法師をば罪科におこなはるべきなれども呪咀
の事を起したりとて本国播磨に追はら
はれけるとぞ其術をあまねく知りぬべし今俗間に行はるゝ簠
簋書右にいふ金烏玉兎集の事也後人名を撰託して晴明と誣ふるのなり
又一條戻橋の説ハ撰集抄に三善清行が子浄蔵貴所八男一条の橋にて蘇生させしより
世人呼しを戻橋といふと記せり又元亨釈書抄にも見えたり又古今著聞

少集ハ晴明十二神ハ伝説ふ事議神の如く思ふ
然ハ十二神と一條橋下に垂迹あるとハいふまじ
天下盛衰記ハ山二軍と云あせ晴明其父と云かそと
軍ハ山二軍ハ松浦黨ハ説
二八幡太郎義家可ハ負任ハ為ハ摘となる説
俗説云八幡太郎義家ハ倍負任宗任を責て軍や重
て歌の中ハ摘とあり
白ハ摘ハ八軍伝説ハ矢但伝説ハ宗任を捕て流罪に
流て今の松浦黨ハ
今按ハ陸奥話記ハ後冷泉院ハ治暦永承二年ハ
奥州ハ安倍頼時ハ者謀反ハ為ハ源頼義
勅伝ハ追討使として奥州ハ下向て天喜五年九月ハ
頼義頼時とせめ大ハ為ハ頼時敗ハ
死て同十一月頼時ハ子貞任軍士四千人を率して頼義
ハ頼義の軍や如ハ死する者數百人なり

義其子義家郎従義承承通大宅光任信承矢廣藤原
範季義承則明仏上七騎なりて大歌ハかこまれとも
義家驍勇絶倫なりて騎対神のごと自及と冒し包囲
を破るこれよりて夷人怖ハ退ハ
ハ伝ハ云ハ七騎ハ
摘ハ成ハ中ハ安倍系図ハ貞任二男一女あり女ハ
義家の妾と為ハ
義家妾ハ摘ハ
紫ハ
家ハ家人と為て義家ハ武威ハ恐ハ父兄の仇を後
ハ摘ハ成ハ
又宗任と松浦黨と
同姓ハ
松浦黨ハ伝説ハ源氏ハ三田源八個ハ末葉
なり松浦系図ハ個ハ子久は西松浦ハ祖とあり久より

正紀好弘武勲増し相後世安倍家伝と考ふ〳〵神武
天皇〳〵中國に入せさせ給ふ宇歴志麻治命（饒速日尊の子孫摂州を領し膳駒嶽に住す安日長髓の兄弟）
こと〳〵くひく神武帝と十餘年相戦ふ仍て神武
帝うち伐ふ長髓彦帝れ弟兄を誅ふ故に謀せる
仮名安日日々東に退放せらる津軽に住し卒度渟
安東浦と仮て齊明帝乃御宇に蝦夷人竜蛇に
帝安倍比羅夫を以て軍を[illegible]
毎度利ありて[illegible]
あり比羅夫ら陣を[illegible]来て[illegible]
未葉に住昔安日神武帝の勅命を[illegible]
[illegible]
降[illegible]蝦夷を討退く屈し[illegible]
仍叡聞[illegible]勅許あり[illegible]安東を先陣[illegible]

勝て仍比羅夫安倍ふ功を賞し安倍氏とあらため
同姓[illegible]これより安東安倍とも号し始祖の名を通して
安日共書て其後蝦夷又乱をなせしに安東ら未葉に東
うれ仍うち神ひを賞して[illegible]軍の号を賜ふ一條院乃御
宇に蝦夷[illegible]と後東ら未葉國に渡海して松前
[illegible]上道下道よりむかひて数百人とうち殺し其
酋首四人を虜して凱歌國東ら子頻良其子安東左尉
頻良後は頻時とあらためる安倍ね軍と称し奥
羽二分と押仍て八男三女あり嫡子日井八盲目なり（東鑑云井仮盲目）
次男安東左尉良宗三男厨川次郎貞任四男鳥海小三
郎宗任（東鑑云号海三郎宗任）五男境講師文照（義経記云境冠者祝相）六男黒川
尼五郎正任七男重任（称号不知）八男白鳥八郎行任女子有加
一乃末陪中加一乃末陪一加一乃末陪なり貞任八南部盛
岡厨屋川に住し其威強大なり（東鑑に男子宅並簪帽後号厨屋連門西界於白河関為十

北条代記十三巻目ニ云ク
○義時世ニ奥州津軽ニ居置レシ安東又太郎ガ末葉五郎三郎季久同名又太郎助清ト云ハ従父兄弟ニテ鎌倉ノ命ヲ守リケル所ニ境目ヲ論ジ互ニ不和ニナリ鎌倉ニ訴ヘ長崎新左衛門高資ニ賄ヲ入ル長崎両方ヨリ過分ノ賄賂ヲ取理非決所ナリ退座シテ両人国ニ方ヘリ両家別ニ軍友ヒ南州ノ騒動ニナル高時ノ命ヲ以方用ス終ニ五郎三郎討レ良宗季久郎ハ高資ヲ根ミツイニ謀叛ス云々
○貞宗勢云或説ニ宗像郡大嶋アベ嶋ト云昔安倍宗任大嶋ニ流サレ其スミシ宅今ニノコレリ故ニ筑前内コトニ大嶋ニ六人今モ宗任ガ苗裔多シ松浦黨ハ宗任ガ子ニ人ヨホシマヨリ松浦ヘユキシカ其末ナリ

餘日ノ行程東ハ抜リ於外浜ニ又十餘日當ニ其中央ニ開ク関門ヲ名テ曰衣関ト究カ如シ函谷関ノ
左ハ鄰リ高山ニ右ハ顧ル長途ヲ南北同ク連ル峯嶺ヲ産業亦兼ヌ海陸ヲ三十餘里之際並ヒ殖フ桜樹ヲ
戌ニ于四五月ニ残雪未タ消仍テ号ス駒形嶺ト麓ニ有リ流河而落ツ于南ニ是ヲ小十河ヤ衣河自リ
此流降テ而通ス付テ河ニ又云官照ニ小小松楯 盛通琵琶柵等在リ彼青渡ニ向ト見

後冷泉帝乃御宇康平五年源頼義義家勅により
て奥州に発向し頼時貞任を討宗任ならびにこに貞
任か嫡子千世寿丸 陸奥話記作千世童子ト 十三歳にて父と同時に
戮死せて二男高星三歳なりしか乳母いだきて津軽に落
小乃生後に安倍と領して藤倍氏と号次貞任か兄
安倍太郎良宗ハ子細あつて同罪ならず薫代桐嶋に
高星ヶ子孫繁昌して安東安倍秋田後倍なとも号す彼ハ椰子に牡丹後に楊扇を羽鹿子ハ楊扇を象孫と用ひ或ハ鷹合を用ひまたあり
年を津軽乃住人安東太郎堯勢と云者小條高時を
背きて事ハ南朝記小条九代記等に記せり 右再考河倍家倍膀益如斯
宗任の説をとつて安倍と松浦と出自ひとつなりと知
又安倍倫ハ統がまあり 今ハ藍倫とも号す 松浦ハ肥前にあり 孫は
日本記萬葉集等に安倍倫かまた出して住古より在

宗任ガスミシトコロナレバアヘシマト云サレド阿部嶋ハ日本紀萬葉集ナドノ宗任ヨリ古代ノ書ニシルセル名ナレバ此説用ユヘカラス

行て宗任か末なれは安倍とは称しきれ来りなり 此段訂補

【補】八幡太郎義家鳴弦の説

俗説云寛治年中小堀川院御悩のとき八幡太郎義家勅にて
かしこみ甲冑を着し弓矢を携へ南庭に立てまつり
敵を払ふとて高声に清和帝より四代乃孫多田満仲か
三代の後胤伊予守頼義か嫡男陸奥守源義家大内を守護
し奉る いかなる悪霊鬼神なりともいかで我に近寄るへき退け
と名乗りて弓の弦を三度打ならし給へは敵も陛下も身の
毛よだちて御悩たちまちにおこたらせ給ひぬ
今按るに古事談宇治拾遺物語云昔白河院御寝の時物におそはれさせ給ひけるに然るへき武具を御
まくらもとにおくへしとて義家朝臣にめされ
けれはまゆみの黒塗なるを一張まいらせたりけるを
御まくらにたてられてのちおそはれさせ給はさりけれは

これハ御感ありて、それハ八十二年の合戦ありけるや、持ありしと仰ありて
殊なれハ覚て源ぞありしとかゝれけり。上皇其頃に御感まし
ましけるとぞ。好事者此説ハ附会しけるのみなり。

補 同義家地獄に堕る説

俗説云、八幡太郎義家つねに懺悔のこゝろなかりしハ、煩悩の
とが家のむかひなる女房の夢に鬼形の者あまた義家に見
されバ入義家とかゝめて引出そのまれに又昭なれとありし
札銘に無間地獄の罪人源義家と書きたり。後朝かの夢
を見たりしかバ又義家ハ暁逝去といひしハ夢にみしに
たがひなく義家地獄におちられしと知りしとぞ。かの夢あひ
京なり（をせしやりの書に義家は夢をとみて邪なく仏法を信じて往生せられしや此説をとりて知なしとあり）
今按にこれよりて人の吉凶の沙汰ハ夢にむかし或者のあ
まれとしもよし褒貶ハ夢に見ることのハよもあれとも去と
そうもありさ褒貶する人とて死し見て後世の吉凶を
さらむ極し浄文師女の情を察するにかくいふハ愚昧に
して軽薄の夫廿年の縁の後世をおもひかねてハしかは
いとさらありこともいひつゝて旧記に載ところと為に義家
ハ人と為り容貌厳厲醜悪（古事談に義家ハ人となれハ眦さけ赤き色なりと云々）資性
勇猛剛強なり（著聞集十訓抄古事談等に義家と云る人の事を多くのせたり）あまつさへ
仏を信じ悟道も学びてなし。かの女子の死には何とを
理なり。女子はかの女に称しく義家の形体云々をとみて悪人
として疾病の死に至りしをやがて地獄に堕ちし者なりと云ふ
破に己が事に思ひよりてかゝる妄夢を見たるもの
なり。仏を信ずる輩より筆をとりて書きて
世に伝ふ家のみ偏に唐の傳奕を地獄に堕たりと誣ひたる
に似たり（傳奕ハ帰依せぬ人なりといへども平家仏法を排斥せし故に没後に仏者地獄に堕たりと誣ひたる法苑珠林に見ゆ）俗説の虚
妄毎々かくのごとし。排斥せずんバ有べからず。次

新 紀良貞蛙の女に化せし事の俗説 付 鶯觜黒牛の歌の説

俗説云壱岐守紀良貞といふ者住吉浦にあそびけるにわらはのとも
廿ばかりなる女に逢てかたらひ又来る年の今日にあはんと日比こ
ころすみあかしてわかれしが次の年良貞かの浦に出てみれども
女はみえずして砂のうへに足あとばかりの跡見えしは住吉の
浦の久米の先もわすれぬてかりにも人にまたこそぬるといふ
うたあり良貞此うたを見てさてはこぞの年の女は松がえの
ぬしなりしよとて人におもわれきゆといふ。色のこゝろふかく入あはれ常
にきこえつゝありけるうたによりて其のあはれをみてはことにもあはれて
ふかく人のこゝろをたかしむといふ。鶏鶩女を見かけてよみたりける
日くれにはいつもひとりねのと語りし所のまことかおもひのことそろ
思ひ牛のまさしき道を落せしかなのはかうことなり　篇も不ゆ
佛にかはりてさとらさしかはせんあるもかしこのかとしれる
今按ずるに和歌は人倫をまもるの器なるべけんや 禽獣蟲
類をや其偽明なるはすゑの三首は古今序に出た

栄雅抄に八幡大菩薩の御歌のよし蛙の事もあり首のおもしろきとおもふといふ説あれどもく出水にすむ蛙の声までも歌詠を發するものなれば皆物いふものの道をあしとよまずしてといふ

ひくひさ水にすむ蛙のこゑはげにはいれどし、いかにのい
つらくを我あはれなりけり（口おもく是は万物皆ことわりをかたるの意をとき歌のとゝろと心得や）
ひとふたつにて好事者が案化なり後の一首は圓覚経に
衆生國土同一法性地獄天宮皆為浄土有情非情
齊成成佛道涅槃経に一佛成道観見法界草木國
土悉皆成佛等の語によりて浮屠氏の偽作なるべし

三　鎌倉権五郎景政海保三郎に眼を射られ答の矢を射返す説

俗説云八幡太郎義家奥州の安倍貞任宗任征伐の時
義家が家臣鎌倉権五郎景正海保三郎に弓手の眼
を射られ其矢をぬかずして三日三夜持てまろび答の矢を
射返して海保三郎を射殺すといふ
今按ずるに陸奥話記に源氏が征伐考ふに康平五年九月義
家奥州征伐のとき貞任を射殺海保三郎宗任を虜にすと

なり古今著聞集といへる書に宗任以後義家の家人となりしと見へたり奥州後三年記に寛治元年義家武衡家衡と合戦の時鎌倉権五郎景正といふ者十六歳にて右の眼を射らる其箭をぬかずして答の箭を射て敵を射取（以敵の名 鳥海弥三郎）陣にかへりし後三浦平太郎為次といふ者其箭をぬきたりと記せり年数をかぞへてみるに鳥海が虜となれるより十二三年を経て景正は出られしは鳥海を射しまでにはあらざるなり

四 鎮西八郎為朝龍宮にいたる説

俗説云鎮西八郎源為朝保元の軍やぶれて伊豆の大島にながされ又為朝押渡りし鬼が島に渡りて龍宮城にゆくと云

今按ずるに南浦文集云爲朝公為鎮西将軍日掛千鈞強弩於扶桑而其威武優寒垣草木是故遠航於海征伐嶋嶼到此時也舟随湖流求一嶋於海中以故始名流求 但世法録云古為流虬地界萬濤蜿蜒若虬浮水中因後轉曰琉球とあるハ為朝のよれるそめて

為朝にはあらず次に按ずるにうつぼの鳥とあるくだりにうつぼとハ琉球なりと記せるを千載集に云々

爲朝見巣居穴處於嶋上者頗雖似人之形載一角於右鬢上所謂鬼怪者乎（袋中法師琉球神道記云鎮西八郎以来ニ及リ逆賊を平げんとて今鬼神の如き大石を以て爪礫となす）

やけて為朝征伐後有其孫子世為嶋之主君固築石壘家於其上因效鬼怪之容貌結髪於右鬢上至今風俗不異 琉球記云琉球龍宮音同し王宮の榜に龍宮城としるす次国中に天龍地龍の祠あり天妃菩薩と号せ祢りきゆゐにまして（天妃ハ祀なり廣輿記云宋ノ蒲田林氏女没為神凡渡海者必祭ト封天妃ニ又詳ニ金壺紀聞に見ゆ）ゆきん酒とんへとあがむ皆海神なり蚖蛇松同しこれをよぶ頌あり今那覇といへる所あるハいづかたの略語ならんかとあり是等の説をもつて見れバ為朝龍宮城にゆくとハ琉球国にいたるを疑なし

（補）大庭景義郷術自讃の説

俗説云建久二年八月二日大庭平太景能頼朝に盃酒を

献すると云保元の合戦の事とかきそへていとく富士の川岸にて
色きなるハ武具なり 此中編目なるハ三ツ巴の寸法なり
紙地ハ帝ハ紙胡録なのゝ弓箭の逆者なりとも弓箭の
寸法淫分ふさしなり其故ハ大炬ハ門ハ源氏をとく京就
ハ帝ハ弓箭ハ帝ハ弓箭ハ帝ハ弓箭ハ帝ハ
源氏より弓箭なれハ今ハ世ハ源氏ハ東国ハ
くに馬ハ乃なり故ハ帝ハ書もて皆ハ源氏ハ相
ちゝひ為ハ為ハ弓箭ハ帝ハ為ハ為ハ為ハ
きちゝ此命とうをゝ富士ハ弓箭ハ為ハ為ハ
ちゝ此ハ感心すべし 寄紙一作京就
今按ずるに異本保元物語に義朝白川法皇の宮の場
平家京就同じ帝京就と名乗り城右衛門蔡目して射
つけ給ふ又六條ちゝに武ハ帝ハ源氏の勝の節を討
きりるの後と徹ちゝ門院ハ帝ハ源氏ハ帝ハ
加賀ちゝ此ハ為ハ帝ハ源氏ハ帝ハ
世ちゝ今ハ帝ハ合ハ為ハ帝ハ源氏ハ帝ハ
世為ちゝ不忠の者として常ハ帝ハ
ちゝ実の為ハ京就ハ為ハ帝ハ為ハ
助ちゝ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
京就ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
自今以後ハ和殺ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
て為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為胡射損して京就ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
新 悪源太義平雷となりて新波六帝と害を成
俗云云平治年中ゝ悪源太義平 平家物語ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ

頼政卿の首はさらされけるによりて義平の怨灵雷
となりて頼政を打殺せしといふ
今按ずるに此説は尼嫗愚民の諺なる故理をもて論ずべき者にあらねど俗
とわざまでも見えざるはなしとも云ふべきによりてしるしおく 俗
説によりて論ぜば義平若雷となりて讎を復せんと
ならば清盛重盛等を殺して可なり頼政は君命により
て太刀とりしまでにて私の恨あるにはあらざると
己を害する事は頼政の如きを害すべきは不可なり頼
政を殺して何れのやうにや此後平家をほろぼし率
ときは義平皆悪む人とならふとも何ぞ頼政をかくの
ごとく殺しぬべき程子の説に霹靂は天地の怒氣
なり人の怒れるは固の有る正ありともいふなれ
ばこれによりて此説を見る悪気の怒気と相
感ずるゆへなりと頼政ならびに平素の悪まなりし

天地の怒氣と相感じて震死するなりといはんや義平法
是なるべきや

補 源頼政鵺を射て菖蒲前を賜る説

俗説云近衛院の御宇に鵺といふ怪鳥夜毎に紫宸殿の
上に来て鳴ければ上下恐れ源三位頼政勅命を蒙りて
射おとしければ其賞として常に心をかけし女房の菖蒲の
菖蒲前を賜るべしとありけるに頼政も寄たる事なれとも
その面を見知らざりければ先同じやうなる女あまた
出して引わけ給へと仰けるまゝに菖蒲が年
ごろ思ふ女二人 一説にはやや二十人 三人同じ
装束にて列座せしむ 其日にあはれ
菖蒲は誰にかある相見して論ありければ頼政
こはなにの見わけもなければ迷ひければ
勅使して清涼殿の大床に
五月雨に沢辺の水...

菖蒲の人先〔読て菖蒲 あやめと〕引そわつらふ中に是は御威のあやめ
に御衣紋をつくりし女の手を取て引よせ給ひて御
是それあやめよとしめ給ふて頼政に給はりけるとなり
一説に此の関白殿あやめに感ありて召れけるにそあやめのおの 一説に
神代記にいはくそれ此の宿の書によらく頼政に下されけるとあり
頼政か鵺を射広有か化鳥を射たりし事也といふハ弓法にて
ら化人むいふてなりけれとも鳴弦の事なり 猪早太か
九刀さしとをりしと云ハ九字護身の事なりと云
今按するに一説にハ頼政鵺を射たる賞に獅子王といふ
御剣に御衣を添て給はれしとあり此説実にして菖蒲
を賜ると説ハ虚なるへし勇士たらん者武功によつて剣を
賜るハ可なり女を賜るハ不可なり若さもして賞せんとせは
君臣ともに末代までの恥辱なるへし 但し沙石集云故鎌
倉右大臣家御尋ありけるに菖蒲といふ者はいかなる人
なりけると百下しかくし召れけるに梶原三郎兵衛尉

景茂なり景時か曾孫
沙石集の作者無住か父なり
承りて見せられけれハ同しよふなる女の十七
八はかりなる女房の容貌ひとしき十人装束を同しうして居られけ
れハ頼政菖蒲を見知りたらハ賜るへしと仰せ出されけれハ
見わかすして まことくさあさられぬまた召されあひ
てもあやめと定かならすそ思ひけると云そりけると見て菖
蒲顔あかめて袖をひきつくろひけれを見てあれ
なりと申て其事止りけるとあり 沙石集ハ
梶原景時か末子無住法師か作なり兄の景茂か氏記し
ぬるハ此説是なるへし此事をあやまりて伝へて頼政と
するや又頼政広有か化鳥を射たりといふハ実に射たる
にあらす鳴弦の法を行ひしをいひ猪早太か九刀
さしたりハ九字をきることなりといふ皆好事の妄言なり
て深く九字ハ中華道士の邪術なり抱朴子居家必用
等に出たりかれを用ひこなりてかえりて妖怪をまねく

廣益俗説辨巻十二目録

士庶

補 源頼朝依木の中より佛像とりくも説

一 源義経天狗より劔術を因みひ或い六韜とよみて孫捷
の術を得しる説付 入条橋にて千人斬の説

補 郢口判官の説

二 補 小俵時政々法師時政の後身なりし説

三 補 梶原景時ハ肥の松山より出て北胡を助る説
神後實盛と義勇の士なりし説
京清三尾谷鞠川の説 附 京清忠光盛嗣北胡征伐
の説

四 補 京清撥とりて牢を破て眼を抉説 小補
入 馬判官盛久の説
混谷金吾丸後ハ仏坊と号す名説

# 廣益俗說辨卷十二

井澤長秀　輯錄

## 士處

補　源氏物語に佛像に向ふ說

俗說云源氏物語に肥の枝山にて始て本尊かくしられし時と
なりぬ　されうち紀音の像に向ひ奉りて大悲の不思議にあて
京都にわたされんかと祈誓ありしに不思議に見ば大悲の不思議にあて
ぞとて　所なる　世にかくれなき　仏本乃中ふかくかくしたてまつる
世にかくれなきてかくしたてまつる

今按ずるに物語佛像とかくしたる紙ハ大悲の不思議
あるべしと云ふ　佛像とかくしたる意實なるべしと云ふ
新序に昔葉公と云ふものあり龍を好て龍畫くに形ぬ先
天龍その家に降りて葉公ゲ見て屋の牖
より龍を窺て葉公見て驚きたるとかくれ

韓非子云葉公好畫龍不好真龍ヲ抱朴子云葉公見真龍失色也清傅奥儀拾

似れ欲小さところ好めるくちおれや
そとおがくをもまそむ龍をみくそへてけるとのを

これ龍とこれむ意実なり

ざりおり羽葉公子高同けなきかれなや

一 源ノ義経天狗ニ剱術をならひ或ハ六韜をよみて軽捷の術を得たる説 附 入條橋ニて千人斬の説

俗説ニ云源ノ義経鞍馬ニありしところ鞍馬の奥ニ僧正ケ谷といふ所あり僧正といふ天狗の栖なりし故ニ名付て義経夜ニ此所ニゆきて天狗ニ剱術をならひ軽捷を得たりといふ一説ニハ洛陽小一條堀川ニ鬼一法眼といふ陰陽師六韜を秘蔵し来るを義経偽りて望むといへども見せざりし故に其むすめに通じ件の書をぬすみよりて覚えて軽捷をも得たり一丈の堀を八尺の築地をも飛越りしと云又一説ニ義経七歳の頃追善とて夜々五条の橋ニ出て此処の者共千人切て手向けんとしけると云

今按ずるに鞍馬の僧正ヶ谷ハ僧正と云天狗すめる故の名にはあらず次ニ云ふ如く鞍馬の僧正ヶ谷稲荷山の僧正ヶ谷ハ一乗寺の僧正慈恵僧正の住たまひ故ニ来る名と訛れり又天狗の説すでにしるす山海経ニ陰山有獣其状如狸名曰天狗韓文ニ天狗形如奔犬有聲ありといへども日本ニ云ところ天狗とハ異なり羅山子の説ニ人倫ニ我慢恐怒あるもの多く天狗の中ニ入り歴代の天子僧徒にも有といへり是よりして世俗にいひ伝ふ天狗ハ鼻高く長翼ありて飛翔といふハ有べからずと世にいひつたへて天狗と称するなり 未詳ニ社考ニ見えたり 世俗ニ記して天狗と称する者を呼んで天狗といふ 東鑑盛衰記義経記ニも見えず只当時ハ義経世にすぐれて人となりしゆゑに天狗ニ剱術をならひしと云ふなるべし又ハ鞍馬にて僧正を師となし剱術をならひしより此説出しなり鞍馬ハ天狗の住む所とて平家にわたりし父の仇を報ぜんと云ふ憤

韓文公汴州亂詩注ニ云天官書曰天狗形如奔犬有聲其下止地類狗漢呈楚七國反天狗過梁野及兵起遂伏尸流血其下山海經天門山有赤犬名曰天狗其光飛天流而為星長數十丈其疾如風其聲如雷其光如電漢天文志天狗狀如大流星有聲見則破軍殺將此外杜甫之所賦御覧所載及二才圖繪等ニ載ル皆是列宿及畜獸之屬而非本朝俗所謂魑魅魍魎之類也 日本好古ノ説

氣高勝胸中小元そう孔天狗〜剛術とまるひそうと開容
しそいへるもや又義経の狐捷ハ天狗〜まるひ或ハ六韜とよめ
孔孟と行ふきとうまれはさなろへ〜若兵乃〜巻や〜
者狐捷の術とハい孫呉ハ天孔もかそろへ〜いそんや法良
孔明の書とや今世〜流行する物象ものハ天
狗〜学ふ兵書の名さへ〜され共為のうさ事ハ孔
孟も賦り〜〜〜俗ハ小義経と称ふ孔とそねの器
あるとハ〜て一人〜敵ふる匹夫の勇小喝へ〜ふるあや
頂籍の所謂剣一人敵不足学萬人敵とあるそ義経
の不意なるつそ又義経兵書孔見むと孔をめとるかなて
ふる孔ふふ孔ふ孔ふ孔

補 師口判官の説

俗説云判官義経衣川の館にて奈倉と戦ひし時廊伝落
ぬとしるしに素子殺害し胸ときりんとさせ色をうしなふ
然るに大天狗興玄雲中にうせ来り義経をつさるべ
ゆさ播磨國師口の里に住し むほとりて教信と号
素子廊後の菩提とぶらはんとて遍歴せるとぶ云ふ俗説ほぼう
て師口判官とぶ

ヒ物ふ義経ゆとなりて偽り義経無氣の物なりと
以て素子供養とし一旦の命を惜て偽
となりて唐の柳渾と云人あり十四
累の亡神巫と称する者あり柳渾を見て兄の相
大夫と賤し偽とすれば長命をうんとぶ釈旅客
巫うとうふちうんと沢柳渾いくわ色変ゆと

まねて いのちながらへ 教をうけて走る死
せむふ ちうとぶ学すむて 篤くして後 宰
相となり七十餘累 いそると云本事文類聚柳河
東集に見えそう大夫の氏操くのとくなるべし又
天狗義経といさのひ去て尤偽なりとも
らく俗説にして評せば彼天狗義経の方人を
仇へ八色ようさ桃京泰衡等の仇と時に罪なし
ふ紀朝は 運 方家とれこその
方便ともなるべ 教の説くのそんてかすわ
秘伝のこと分城中に死やめ沢して 酒に死むし
天狗の神通 ぬ

補 小條村改八法師時改の後身といふ説

俗説云小條四市時改の霊験の若ありていとくゆう

第廿八時改法師と云六十六部乃法華経経書写して六十
六ヶ国乃霊地に奉納をし吾根ふりして物をひさぐ
うまれつきて孫乃孫乃孫乃孫と孫乃不審あり国乃霊地と見
華と国こゝ所〻岩乃とゝ乃不審あり国乃霊地と見
ゝありて後国〻乃霊地に人をつゝて花乃
法花経奉納筒のゝ大法師時改と書ゝ花はしゝ
今按乃〻小條時改乃第廿八時改法師と云を偽り
花ゝ花る者を神神相ゝ乃神乃第廿八乃第廿八乃
神を風大のゝにちるを敷ゝ乃氣をあつまりて人
とうをゝゝあゝ法乃深層氏乃後に第廿八法性
あり年〻閑居とゝ云年の閑居八現世の生滅と云ひ〻
閑居八現世の生滅と云ひ〻今年の
わさをゝあやまり乃多と高いゝ一乃の性拙八
人倫の生死乃一をひ拙をゝ乃物ゝひ性せゝ乃一をひ

死一をゝ人物ゝひ性せゝ乃同一本に年年乃閑居あ
乃八人の生涯ゝ高〻ゝ乃一乃ゝ本ゝ
をゝをゝ乃閑居あをゝをゝ乃人をゝをゝ乃高乃八乃八
天地の造化をゝ乃ゝ非時人を陰陽の形化をゝ乃
有情乃物乃色人と物乃乃形乃乃乃乃の美花乃
性を乃八人のゝ乃性乃乃乃ゝ乃ゝ乃ゝ梅実八梅樹と
乃乃桃実八桃樹と形乃梅實桃樹と乃ゝ乃桃実梅樹と
乃ゝをゝ人と乃ゝて物ゝひ性乃を禽獣魚乃
とを性をゝ乃をゝ人乃乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

二　梶尓京時古肥の松山ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃

[illegible]ぬるしと云へり其命ぜられ[illegible]ぬるにより[illegible]朝世[illegible]
[illegible]て後京時と忠義あり[illegible]せられて知ごころ
なり今まいそうまして桃京の諸侯ふ[illegible]むとも公を
ぜあるべし莫大忠義を紹
或曰楚の項羽の羽下公といふ者言祖を逐て精兵をもつて
ちづきけるを言祖ひとりをもつて項羽をうひて
後羽をもて言祖をまみゆ言祖これを軍中ふこるべしと
して君臣天下をうるもむるものなり公後人臣をして
これをならうをうるもめむとして後にこれを朝の桃京
と近後をもつ八漢書の智をれをうるや右山傍
今按ずるに後漢書馮衍敬通伝ふむるある人清家の
人の妻二人をいとみ家をうるに一人を置て[illegible]一人を志
をうふ後をもて夫死して家れいをもて一人を置て[illegible]

[illegible]ふ[illegible]人をあるこれ八紙[illegible]ふ[illegible]紙[illegible]ふ[illegible]
紙妻をうるべいとむ者を置むを紙をふとい[illegible]山事
戦國策諸史尽言をを見るべ[illegible]ふ
ずして桃京の朝をを京[illegible]八忠[illegible]ふ[illegible]家を属
[illegible]ふ[illegible]八則[illegible]紙を滅する
者を他を滅して我を反忠をるものの八歌も反忠をへ
朝を漢をのをるを諸せらるを[illegible]を
けらるをを事をるを近後せ[illegible]て紙を
[illegible]ふ八兄弟親族有功の臣紙[illegible]
をして京時も叛逆して桃傍を戮せらるをを[illegible]
[illegible]を[illegible]義と[illegible]孫も俗説のあやまりなり

三 神武別尚真盛と義勇の士といふ説

俗説云神武別尚真盛八髭[illegible]を[illegible]深綿の五[illegible]紙者
篠尽合戦して討死を義勇兼備の云なりや称を

或曰世に欲義實盛と義勇の士と称せ勇ハ是かく既に
色〻義を則我れ〻ら次実盛ひ〻源義朝義京信教堂
て悲願をかゝ姫ゝ平治年中義朝義京信教堂
て東国ゝ下ゝ下ゝ天子平清盛に命して誅せ〻免
ら西義朝を長子義平ハ関ゝて待賢門を
ひ平に実盛見せしめ小實盛縁日政家後藤實基
当と武勇を勵〻実盛治ゝ〻ゝ勇を後義朝敗
死〻義平ゝ〻摘ゝ及んで實盛ゝ死ゝ
そ〻ハ為ゝ色かく色居く後ゝ平京盛ゝ〻〻羅過
せ〻ハ治義年中源朝義兵をゝく相國浄海を孫
維盛を大將〻て関東ゝ〻ひ小實盛先鋒ゝ
猿河の國ゝ〻ゝ〻ゝ朝ハ堺後大ゝ死ゝ実
盛ゝ勢を率て少けく維盛又相ゝ敗軍を實盛
ひ〻ハ〻ゝ死ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ且

舊若〻むひて及と礪ゝ後ハ義ゝ小色ゝんや本旨義
仲会ハ小國ゝあく死ゝ維盛笛ゝ出師これをゝ
実盛ゝ〻ゝ〻ゝ平軍大ゝ利をゝひ加州篠原小
〻ゝ実盛をゝ色ハ死を小歳七十除ゝ猿州ゝ
逃〻義とゝよめんゝあゝ〻ゝ絵様と書ゝ得る
〻ゝ死てゝ〻〻土州なゝ〻ゝ色〻ゝ〻ゝ色ハ
義小勇ひハ死ゝ〻ゝ遺恨なゝ〻〻背李陵胡ゝ
降ゝをゝ〻ゝ栽のゝ史ハ〻ゝて百世の恨を遺ゝ古人
葵花の大陽と濃小ゝ〻ゝとゝ〻ゝこれハゝ〻実盛ゝ
る者これハ〻ゝんや色勇ゝて義なれゝのゝり存堵文集

補 京清三尾谷朝〻ハ〻ハ説附京清忠光盛嗣教経と称ゝ説
俗説云屋鳩檀浦合戦ゝ能登守教経死七会ハ京清楯突ゝ人
を相具〻小松ゝ〻て陸ゝあゝる色ハ人て保氏の兵て勢あ
ゝせゝ〻ハ教経義ハ〻ハ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

さられ、若狭守忠房三尾谷を京清にあしせ、う為ふ三尾谷
四郎といふとの右力をもひ、くさくかひ、ゝ三尾谷右力うちわて
みきられ引ちてそれ、と京清右力をうちまの脇よりいみ矢
をもて三尾谷り看をうち曽の鞠ゆれてう、ゆよりけい三尾谷
右力をはるもんと和よひ、くさひよはよく引、くほとふ曽の
右こ清と引切り右右よりはさうと云ゆえ二人ゝ陰力と特実
を又一説ゝ平家ゝ結上絶ゝ帝ゝ為忠光同恕七ゝ為京清
越中次郎ゝ為盛嗣平氏没落のゝ戦場とまぬれ形ふ
かくまゝ居く北朝を祈ふ俗京清ゝ忠ゝ功ありて二人ゝ
平氏称するとの事

今拾ふ京清三尾谷ゝ為称て（次とのゝ事ゝ為細
三尾谷右力うちわて平氏ゝ時京清拾ふ右力は
ちうちゝ（ゝ京清ゝ為ゝ朝を立て引ちうふ
三尾谷も右力をうちわかい引ゝてくむ色ふ綴と

ゝうゝ為ゝ清ゝ拾ふ為ゝ近ちうはゝ為ゝ又忠光京清
盛嗣北朝を祈ふ（ゝ為ちれとも京清ゝ為ゝ称して二人を
称するとのなれて非ゝ為ゝ右の三士かの〳〵仇と復するゝ
志あり祇中忠光魚鱗とうて眼をれるひ人夫ゝまき
れ居て北朝を掠ふとゝ為ゝ謀をうれ家
北朝ゝ為ゝ太光ゝ太北朝ゝ為ゝ
へゝとあうゝ為ゝ
河内ゝ墓あり金北陸ゝ為ゝ但ゝ為ゝ病死ゝ為ゝ但ゝ為ゝ国木
ゝ為ゝ歌ゝ為ゝ孔ゝ為ゝ
京清ゝ為ゝ北朝ゝ為ゝ
ゝれ北朝ゝ為ゝ
ゝ為ゝ異ゝ為ゝ父ゝ仇ゝ為ゝ
ゝ為ゝ若孔ゝ為ゝ
かの豫讓ゝ為ゝ委質ゝ為ゝ臣而求殺之是二心也ゝ為ゝ
為ゝ又ゝ為ゝ文天祥ゝ為ゝ父

毋有疾雖不可高無不下藥理盡吾心焉不可救則天命也少のゝ孔子ゝ子そ、むりかゝ其身あれ共ゆうて若あるを以ゆゝ人ゝ[illegible]

四 京清摘し盲目を彼ゝ眼と扶玩

俗説云上総京清頼朝東大寺供養の諸国をめぐりこれすゞ此所やゝうゝ如ゝとも畠山重忠の見とゞめられ摘とあるを始て宰とや物りて落ゆき又頼朝と和ひかゝ処ゆゝ頼朝ゑゞ忠志以あられ命以をすけられけゝ京清之恩を感し眼あるうゝ仇を後世のあゝ物あり

とゝのひて之念をそゝむと云て眼と扶ゝ髮と剃日向乃勾當と号すやゝ

今按ゝ京清東大寺供養のこれ頼朝と和ゝひ虜となゝ色孔を抜のゝ号ゝ東堂と鎌倉永福寺新市堂遊宮ゝ頼朝監除乃とゝ平家乃士上総入郎兵衛忠光

魚鱗をとゝて左の眼を深ひ懐ゝ力をかゝ人夫の中ゝ四ゝれ居をゝふ頼朝あゝしゝて桃尻京時ゝ余し尋問ゝ搦捕し先ゝ扶ゝと京清摘となり眼を扶ゝと京清のゝ

鎌倉志第四 景清墓 景清カ死去建久七年トアレハ鎌倉ニテ死ス申明カナリ

[illegible]

年三月十三日大佛供養ゝ清鎌倉殿ゝ降参し弘安年家ゝ候ゝ義盛ゝ和田左衛門尉義盛ゝ頼朝とも於ゝ一座ゝ七先て盃ゝ取ゝ盃ゝ清ゝ引長門太平家物語云建久六に百日ゝ参ゝ勇ゝ上総五郎兵衛忠光つゝ先ゝ人ゝ中ゝ八田左衛門知家に於ゝ後ゝ

大佛供養の日ぞ〻(同七年)六月七日湯水とう〻ぜて
孔家名しあり俗説の相違と考へ(こゝの)(小註追考ゝ皇明通紀云建文皇帝洪武卅五年八月既望左僉都御史景清とふ者帝と敵さんとゝ偽て從ひ常ゝ劍と衣裾の中にかくして初〻ふあ〻りれて敵さんとあり若公説と日本の大德寺書合年代)

補 文馬判官盛久ゝ説

俗説云平家の士文馬判官盛久こうこれとりて鎌倉ゝ
ゝ盛久ゝ名ゝ記書を信〻ゝ家の故郷ゝ吳服の出あり
〻久八郎胡盛久ゝ命ゝ〻〻〻ゝ酒ゝ出ゝ〻〻〻盛
久八年家譜代ゝ勇士武器ゝ名ゝ武藏ゝ名ゝ
一〻〻ゝ知ゝ〻ゝ盛久ゝ〻〻〻

俗説云浜谷金吾九郎武光國浜谷の長りて馬沈深義朋まつ
ふ義朋来あつて後剃髪して諸國巡行を義朋の庶な
及ひおてはなくなと二階堂左衛門尉昌俊
今按ずるに平治物語に義朋北国の内海を長門国に経
さて義朝の京都を巡行を知り義朋の妾を盗み伴なゆ
せるくある寺に入りおかしく諸國を巡行しくしく家
あるとも後におて仕官せしに平いはいの書にも見えた
保平盛衰記云左衛門昌俊いとかく大和の國の住人なる上
系図法師なり當國に針の左とく西金堂の御供料の
あり不思議なる事なて南京の代官小河四郎遠忠と
いふ者奥福寺の上綱に侍従律師快尊といふ人ふの
かくひて西金堂に歌して年貢不當とて地とくもるあ
いくに堂に入りくに昌俊とかくひを勢を引率して
打ち出を忠と奥対に快尊又大衆とかくくひて左衛門
尉遠忠先て春日の神木を奉り昌
俊と禁獄せらるる事のよりて清中小納言を奉り昌
数多の出使を率して會合の庶使を遣くひ長日の神木
を引きて京に入る故に京洛いきとほりて天養よりひろふ
ふくに昌俊と云ふ事も聊に天養よりひろふ
所詮法師なりとも双方の理非をきくに先
ひきの昌俊を理とは聖あ
當若忠を作せくに左衛門尉大番庶
土肥次郎實平とあつ月日を知らず
実平かもとに別後を知て京都の眺望を
を後に家より御法ものくくかも南都に歌なを
れに還俗なる命くくに実平を相具して関東に下る云

御伝法に奉公をつとめ不覚のことを為るに依
て法ひ終りて南都の者なれハ七大寺論と号して義経
の討をふせ[illegible]ありて殊に諸家系図を考るに
源谷を源氏のみなりを出自とす是
なり色々説ありと雖ども伝法院ハ別人なり
色〻



士庶

新 薩摩の忠度能に短冊を使家〻説

同 補 常陸坊海尊仙人となる説

仁田忠常富士狩に野猪をうつむる説附忠常富士の
人穴に入る〻地獄をめぐる説

一 朝比奈義秀八巴の子といふ説附義秀曽我附波と
弟揚り門の説

補 同義秀鬼ヶ島にわたる説

補 最明寺時頼諸国を廻る説

補 伊勢源乃介常世の説

補 浦城入道地獄に堕る説

補 伊村彈正左衛門蟹となる説

新 太田道灌梓世乃歌の説

補 一 稲田左馬介忠義の説
小栗判官兼氏の説 [補]
補 二 日下左衛門芦刈忠説
三 [補] 尼淳内匠の説 [小補]
信濃国孝子の説

# 廣益俗説辨巻十三

井澤長秀 輯録

## 士庶

新 薩摩守忠度箙に短冊と注家し説

俗説云薩摩守忠度是新六郎左衛忠況と名てうく也し後に源左衛忠度の箙と見也に短冊を注せ[illegible]流宿[illegible]額[illegible]行れ[illegible]

本の下[illegible]とやらせい花や[illegible]ひのあ[illegible]命[illegible]は忠度と書れ[illegible]

今秋彩小短冊に忠度の時そ[illegible]し[illegible]れ[illegible]り百三四十年迄て[illegible]

注師[illegible]て[illegible]海[illegible]は[illegible]源平盛衰記[illegible]忠度の[illegible]

と見ぬきて[illegible]（西物見と[illegible]塚けるとひとつの巻物あり陣

形小加（つ[illegible]ひ[illegible]見[illegible]と[illegible]

見て[illegible]木の下か[illegible]流宿[illegible]額

ら[illegible]忠度と[illegible]ひのあ[illegible]命な

[illegible]短冊の津[illegible]

新 常陸坊海尚仙と[illegible]説

俗説云常陸国海辺に岡崎なる者有り後に実検に仕候為縮の合戦の
節山中に逃入て仙人となり今に富士浅間湯殿山なとに時々
出現すと云

今按るに人類組の明の金陵の唐詩に曰く仙術とは心
ある人家を出て山に入る唐に入て家を忘れ
あり世を捨て世間不孝の神仙形と為ると雖も元来
よりて海辺に出て仙人となり仙家に入て仙術を学ぶ
けてとは其罪大なるに非ず二程全書に昔有る人神仙
の法あるやと問れ白日昇天すと雖も法にあらず
則有之 譬如鑪火 山林の内に居て形を隠すと雖も
置之風中 則易遍置 之密室 則難遍有 此理也

何神僊之説有諸曰若説曰白日飛昇之類則無若言居林間保形錬氣以延年益壽

仙術を学ぶ人の為に仙家に入て仙術を学ぶ
人家を出て山に入る

神 仁田忠常富士の狩小狐猪をとらむ説附同人富士の人穴小
入る北斗とめく説

俗説云建久初富士の狩狩のとき仁田四郎忠常北猪狩と称して
山神なる女をとりあるとなり又源頼朝公建久四年五月
富士の人穴小入り給ふ一百三十六北斗とめくる
ある人云仁田忠常北猪をとむる説い東鑑に建久四年五月廿
七日未明より狩日中に狩あり富小江鹿の大原一り北市鶴の
前にて有る工義成司宗光加藤次郎為成由中左衛門尉
山麓に宗光分なり射元為成由中左衛門尉さのすけ左衛門尉
とて宗光分なり射元為成由中左衛門尉さのすけ左衛門尉
光弼相模守いてちなに通しかをて矢代を射ける

長命なりといふ元とあるに
現せりと伝ふるいとなるか

義光の子、二三の家臣を従へ、奈良の山
[illegible]
[illegible]
[illegible]

從朝比奈命義秀い和田義盛の三男母は巴女なり巴
なり兎に本曾義仲の妾なり元暦元年義仲伏誅の後巴信
別てなり武勇ありと雖も朝藤金ようなる分女なれども強力の人
なり殊に今井樋口の妹なれはその心ていとりかしこ少てすてに落せ
らるへ除宣なりと和田義盛大力の風とはかりなんと云ひ角く
まて勢ひ素中義秀とうまくしむ力量をつ武勇ありて
なりしかの記大力なり義盛大磯のとき酒とりて共義秀
宮城の前時後に公ひ弟掬を引きちぎり
今按ずるに朝比奈義秀は巴の子と云事あまねく人の知る所
なれども東鑑盛衰記平家物語を考ずに本曾義仲戦死
の元暦元年なり東鑑に掬に和田義盛戦死の建保元
年なり朝比奈三十八歳とあり元暦元年より建保元年まで
なり不二十年なり義秀の年齢と八年相違せこれ如
なりて見れは巴の子にていあるへきなり古今東

鑑に義秀の年齢を二十八と記せりと云ふ記なれは巴の
子と云事信ずへきなり此時義秀と宮城時後の兄掬
ひきしへ信なりへ宮城又ずの土佐祐經を討て在りしを
建久四年北朝冨士中に持ちしこれなり和田酒とりに義秀
時後の力量とかくしへ前なれは和田酒とりに義秀
九歳の十歳なるへ小児の力競へ有りかたし

補 朝比奈義秀鬼婆に成る説

傳説云建保元年和田義盛謀叛のとき軍敗て胡蘆義
秀は那比奈義秀なるひ小牧乗当海浜小舟に掉て安房國
かたとひくを分ち百猪船に縛とあり。神社考云義秀自
房州趣高麗國對馬人謂余曰高麗釜山海在朝夷名祠浦
人時祭之乃小兄弟の流とまたいふ

補 最明寺時頼廻國の説

俗説に最明寺平時頼民のなりをみせんとて
ときあふらうに諸國をめぐりあるく
今按ふに羅山子道春曰時頼の修行するに人の鬱訴をき
くなり民のうれひをみて捨さめんとする
をうれさしい法なりしかも賢のたよりなれはあるべし
國君なりしかるに民のひとりあるを見て戚とし人の
過失をもて恥とし人の
えい民のなりをみ政道を諸國にうつして廉恥に本を
きくこれいにしへの君のうとしたまふなり
吳王欲從民飲酒伍子胥諫曰不可
昔白龍下清泠之淵化爲魚漁者豫且射中其目白龍
上訴天帝天帝曰汝本人之天帝ふらうふ天帝
ふ天帝ふ天帝ふ天帝

右周防国佐波郡に鎮座まします天下に稀なる霊験あらたなる天満宮の
由来を尋ねるに、昔、人皇五十六代清和天皇の御宇、貞観年中に、
唐土より渡り来りし、天拘忍仙と云ける賈人、日本国を見ていと
ゆかしく思ひ、海を渡りて、此国に来りしに、海上にて、
俄に風波荒くして、船、海に沈まんとせしかば、天拘忍仙、
海に入りて、海中に、一の大なる山を、手にて、
海の底より、引上げ、海の面に浮べ、
其山に、上りて、
海の面を見るに、
海の面、
一面に、
黄金の如くにして、
天拘忍仙、
此黄金を、
取て、
賈人に、
与へ、
賈人、
此黄金を、
取て、
国に帰り、
此黄金を、
以て、
諸の宝物を、
買ひ、
其宝物を、
以て、
諸の食を、
買ひ、
国に帰りて、
諸の食を、
以て、
諸の人を、
養ひ、
諸の人、
皆、
此食を、
食して、
命を、
長くする事、
此山の、
徳なりと、
思ひ、
此山を、
崇め、
此山を、
名付て、
長命山と、
云ふ、
賈人

と若狭の国小と礼出来いちられる後と云ふひとりも力と為度う
ちまはりかうと一番まと給まりと名乗りあんみと
かうかして最後ちいと海と云ひ孫金小海をまとふ軍勢と儀ふ
程なくあつまりて玄蕃のてう〜最後ちと二階堂何某小ものして諸軍
勢の中小ちられきう後と為さひとりを為やせうちふ家ちう
武士一人あつて中てうひ云さ〜ひとに差〜ひしにせうを為
世ちうしう八時代大小威振しられて世ちうとふやさうし御
行者形ちうに諸勢ちあつひうと他の後ちあつに海老
小ちひしてとれ出仏式ちうんうちあちう紙帯とおもとれ
仏ちうに北条ちう非物ちう世ちう年物世ちと百姓時と
ちうとうとうかうふおちう又大者ちあひてさむうしに級
花の御ちあ式ちう火〜焼てあてしてきちうさ〜金色
と時の沢小い梅梅紅ちうしう医院と加賀と梅四郎中よ
徳井上野小 松枝三ケ庄時をちさ〜日蓮の小弟橋と

海てあと〜と久方世頃義〜て国小かと色い法軍勢若国ふ
御ちと行為

今物小式法御小あちう次むう〜周王王廟蛇と色に廟仏宗
小ちと和〜出王宗せんちと式ちひてさ為くにれとも宗長出ち
加て冠いちちあと八極大式あ来て兵式あつひう法を定
仏宗ちうあ来元化国ちう冠くさうう八極大をかきて
兵とあつむ廟蛇小焼火と見て大ち宗小出ちちうひて又
宗やんちと為小年小紀ちと八極大ちあく来て諸後ちく色
つちれと最小〜廟蛇ちう笑小為ちて小つあ其後西夷
大戒ちたうて出ち式ち出ち極大とあけて兵をちふし
ちれち前のちく廟蛇ちうくさみちと為ひて小〜八仏宗小出
ち孫山小下に為ちと史記ちと見てちうこと式ちうて法ふ
時新ち軍勢とあつめ〜と其小海相小ちうかち為て式あちて
勢と儀ちて世ち七又方世ちうこひ仏者仏為ちんあちんとて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

補 結城入道地獄ノ事

俗説云延元三年七月結城上野入道伊勢ノ国ニ配流ノ時ノ事

不係乃宿武蔵ノ国ヨリ下総ノ国ニ下ル日ノ夕暮ニ宿ヲ乞ケレトモ家ノ内ニ人多テ物ノ騒ケレトモ

分布明白常寶翫之川見千百學海ふそぐひ乃ゝとんを人形して
繪とかゝる事あるゝんや

新　古田道灌辞世の歌の説

俗説云文明十八年太田道灌上杉定正乃ために戦死せの時
歌十文字槍を捨て道灌乃胸と突ふとゝろんやとゝやけ面
とゝ歌よゝろんやとゝやけ面ゝとゝ　かゝれとゝ命
おゝとゝめゝ称てあゝへゝき事とゝ次い一ゝゝゝ男と次ゝ
今按ずるに非ずゝ墓京集古田道灌小云ゝ康正元年乃冬歌
次の仮ゝゝとゝて歌ゝ和方ゝ三月とかゝゝていみ
あゝゝふゝゝゝぬゝれゝゝ仏形の武威つゝくゝて歌小赤憲
宝の如ゝ法ゝゝ自害ゝ　錦兵あ面ひゝゝゝれゝゝひゝ高ゝ
分ゝ中に最次のゝゝえの松のひゝゝて面ゝふ男あれゝゝゝ
中村治歌小補歌ゝゝれゝて京家の人出世ゝゝゝゝ仏形ゝ
扶持ゝゝれて仏ゝゝにゝゝん歌小男い栗毛の馬乗ゝ弱ゝ二月

引馬に昇龍の仮法ゝゝゝ指物ゝゝ医月ゝゝゝゝひゝゝゝく
見ゝ家ゝゝゝゝ

[illegible]氏改氏を小笠原と改氏
氏を津軽と改氏は切腹を仕氏を命じ切腹を[illegible]山
[illegible]今物語小通盛細目云むかし朱買臣と唐徳宗と聞き時
徳宗に李懐光とて朱買臣を恩[illegible]懐光返逆
[illegible]て[illegible]李懐光と徳宗に若懐光死に及
て懐光自殺[illegible]子棄疾と云者の和士形[illegible]棄疾と[illegible]南
ぶ紙の棄疾いふ[illegible]と問ていくなんぞ父子
南[illegible]と討れ[illegible]棄疾こ
[illegible]て父殺[illegible]子に[illegible]南を殺
[illegible]と[illegible]
次棄疾父を戸と語て葬[illegible]父と棄[illegible]に事をはわ[illegible]
[illegible]て[illegible]て死[illegible]紙[illegible]て[illegible]
[illegible]紙[illegible]
[illegible]紙[illegible]李懐小同[illegible]李懐は父[illegible]自殺
[illegible]紙[illegible]棄疾は父と[illegible]棄[illegible]
[illegible]紙[illegible]父と棄[illegible]つ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

二 小栗判官兼氏の伝

俗伝云小栗判官兼氏と云人初紙かう[illegible]相州小[illegible]流
[illegible]小栗横山と云者あり[illegible]に兼氏通[illegible]横
山[illegible]紙ふくみ兼氏と[illegible]鬼[illegible]と名つけ[illegible]小[illegible]
[illegible]者[illegible]
[illegible]兼氏[illegible]
紙[illegible]横山[illegible]毒酒を[illegible]兼氏
[illegible]て後小兼氏[illegible]して後次の[illegible]
[illegible]湯に入て[illegible]
横山と対て後[illegible]相州に[illegible]
[illegible]と云

今按ズルニ鎌倉志引鎌倉大事紙云應永三十年春のころ常陸國住人小栗孫六帥平滿重といふ者謀叛と称し鎌倉の御下知をそむきける召原持氏退治として發向あり結城の城小栗ノ城とせめ攻る小栗も城をかまへ軍兵あまた城よりおし出し防ぎたたかひしも鎌倉勢は一色左近將監朱戸四郎助光を大將として吉見伊豫守上杉四郎荒手小次郎攻戦さんあり小栗は三月小落ゆきけり

（鎌倉九代記ニハ應永三十五六月廿八日小栗孫六帥滿重ト退治ス）

とそなたこれ持氏三千六百條勝と率して下総國結城の城を發向あり滿重如是城を攻ひたれとも滿重ようち負きれは京の子行元とて小子息小次郎とあつまて城を出て小栗郎六帥平滿重持氏の命に応ずとあり。南朝記ニハ應永二十九年春信乃殿小栗郎六帥平滿重持氏の命に応ずと方小山左ヱ門ヲ作て退治しまつる十月廿一日小栗ノ城まつり同年八月二日小栗落城して滿重及び滿重の子息信濃守助重ノ所謂小次郎欲

（ちなみに小栗系圖有孫五郎滿重其子小次郎或云考ノ小栗系圖）

とそなたこれ小次郎ひて関東のあらしの相州相模殿堂とふ所にゆきけるにそなたの海邊をもあつまりたる

不小病とかうけたれはそなたこれ浪人は常州の福者とさくし定て任方の財あらん折ふし新して元服し供の家人と共に毒酒ひとりてこれをすすめと相てうり病くの極ことに成あつめ今頃なくしてうさ穿地をの新みとして形ハ酒成すむとて和ヶ之記

（ある時ハ人をくせふ小遊女ひとりふ小栗小相ふれ役仕ひもうくひ知て酒とのもそでありけるにそなたに小栗とくや岩石をもしこ小栗ものむやうふとして形して酒成次を家人とも

（ふ）ふ）して酔ひ伸ぬ小栗かるそあ小ヶ新まくれに立ち見れ小林乃間小麻毛なる成つる成れ第り成るは海人も海人そぬもみ来つるかと思るひと人とそなたひ立けもいと奇ことかなるとして扶さきるふくそありけるに小栗これ成見とくそなたこれ小立ゆり財寶かしこれのりて後るふ小り歌とすめて片時小義成乃左傷に死ゆさ上人と者ものれ上人あとれ時成これ二人成ほとく三刃ヶ於ろ成盃人とも毒ヶ酔ヶ家人ら

ら小野女と河ゝ流し沈没小栗を尋ねに行ける
所に財寶とわかれたりし其中小分数の酬小三ツ岳
碑ゝ所ゝ所ゝ水ゝ水ゝ色色ゝ色色ゝ沼沼
河ゝ河ゝ角角ゝ角角ゝ色色ゝ色色ゝ沼沼
ゝ所ゝ所ゝ所

男女ともに紙を張りて衣とせり今世にこれを用ゐる者
知てよめる　こみのくてあかりの紙をもいとなみとす
[illegible]
[illegible]
[illegible]

なるべしふ布の川とんかなへと紙そうようぬ 補 拾遺和歌集ふくふもり
えはるるものさくみのてとのかしはどもしかるめとも見へ多大和
物語歌まろ紀をるものをくこ[illegible]
の中とあるは一代の名ふ[illegible]
益軒云日本伝記ふ伝伝天皇ムこ[illegible]
看の年とをせり伝伝の和尚時[illegible]
き世ようこまを邪色をを[illegible]
曾般の年と紙朔の佛工春日の年と[illegible]
曾般はいまの般輪子也心通[illegible]
八蘭別燉煌の人年代と詳ふすれとも[illegible]
曾般の年詳ふ呂氏春秋ふ涼州ふとして字園と造るふ木者紙はり模と
なるとうをを紀故と異なり
うとこ下してあれふ字何[illegible]
こ為ふ素を紙かるる文ひそふの木者紙をて模とうを十
あまりふしてこれを家て異ようる呉人あやまりて教書を曾般と

年とをして又木者をと化て又ろ屍とをうて又大和怪ふ河内ふ春日郡巨の
佛工紙者文舎唐ふ入て佛と造る法紙者ふ五唐して安あり文舎四朔
のち男子紙うむ紙者を朝と号紙一年ふ紙者文舎盛長の日ふ向て今
石と問ふいまく紙ふ文ハ日本の人紙者文舎ようと考ふ紙者を紙
これをち日本に来つて文舎ふあふと又とも父子のちてみるとすき
よの文舎ふいまく紙と世とをそうひふ佛廻ま序紙はり造之れ後
元紙ふをそうを年ふくはまをの父舎をんと別宮ふ居めこれ紙ををみ
あるをこ野ふ年ふ紙紙文舎信用して父子のちてをとと
紀せりふよ色答の紙紙をうあて所化しをのあるん 此段加ふ補ノ

補 信濃國の考ふ記

信濃之者伝ふの人余ようを紙異ふ
あまく有ふ伝ようをて文と下ふ第ふ紙かるをあると若をする者あり
これ夫かの文紙をつ称ふ紙ふ紙ふ文東ものとをれなむ年名ふ子孫の
児戸浪ふ当るとあるとをひて紙ふまをををいろとをひて化ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今掛る小児貧小春あるくに仮絶書をありのまゝふよとこさら
せ出ふ女仮名〳〵むし〳〵色濃なれい去と以る俗とかなをたる
仮絶書と曲ぎ〳〵〳〵さるハ女仮をくひ〳〵かそふれも父を

向孀婦於理似不可然而莫大の配とう為させて役所の名
取如何曰然尼取離 即也若取失節者 配即是已失節也
然而又とあさひ方濫奔なる女にくこ〳〵為なるの欲よ
又問或有孤孀貧窮無託者可再嫁乎〳〵なと仮れとふよひ〳〵なるもちいきくひなれ好人なり
否曰只是後也白 寒餓死故有是說〳〵〳〵
然餓死事極賞 小失節事極大

廣益俗說辨卷十三終



婦女


補 日向髮長媛の說
一 補 松浦佐用媛望夫石と云る說
藤原家持の女子女の命小かて為說
新 小野小町茶子洗の說
二 同人鸚鵡かゝ〳〵の歌の說 附 乙造小町の說 小補
新 紫式部樂天の香爐峯の詩の意を簾仮あく事說
補 伊勢の浦伊勢物語と他為說
補 捨姫遊女八白拍子のこと〳〵まり云說
新 天女三條松原にて為說 小補
三 玉藻前殺生石と形る說 訂補
四 常盤塚常盤墓ふく教さる說
五 鳴門鞆の浦の說 附 鞆形長刀

の説

六　佐義家自ら後家祇後ふあ（ふ後）

七　苑の下　おぐまの説

# 廣益俗説辨卷十四

井澤長秀　輯録

## 婦女

補　日向髪長媛の説

俗説云日向髪長媛は日向國諸縣牛諸の女なり牛諸は稚武
彦神天皇ふ生てまつる天皇御子大鷦鷯後ふ仁德天皇と号ス髪長媛と見
て娶給ふ孕ませ給ふ天皇姫武皇子に生まつらせんと
ふ姫いたく皇子ふ化とかつんはりて生れとしわる父天皇
に生てまつる今皇子ふまつらは父のむふあつらかる乳
あつんりは乳して成ぬ成ぬ乳ふ成ぬ乳ふ成ぬ乳
備也乳ふ成ぬ乳ふ成ぬ乳ふ成ぬ

編ハ又云仁德天皇紀日向髮長媛生大草香皇子幡梭皇女
とあるこれを相遠式考へ初へしを乞ふあるに近年市場の
書かくのきくひ氣なりしを見る人ゝとほく面
一松浦佐用姫望夫石ハ名所說
俗說云壁浦佐用姫ハ大伴佐提彦連の妾なり佐ハ新羅を攻
書ふるしこれ佐用姫を望夫石とあるなり
まんとまを称哀悲のあまり終に死して石と成るなり
今按ずるに佐用姫の石と化したること西史實錄世の撰集
にも加へて見えず萬葉集山上憶良の詠領巾麾嶺歌の序
大伴佐提比古朝命を加へ蓬萊國に使して妾松浦佐用姫
ふれ紙を振しに高比山より振れ山を過ぎて遠く去
ぬきてまんとまを称く色なるを見て比山を麾巾嶺と名づく
其人松浦佐用姫つまこひ
山の名

化したるハ新しく望夫石といふこの說ハ程伊川の說か
望夫石ハ肥前の國江山と名づけて石人の形のごとき者あり今天
下化して石の立ちたるあるハ則伴てゝ望夫石と次と二程
全書より見へたり此說ハ俗說の誤と知へし
補 筑前家持ゝ女郎ゝ命婦ゝ說
俗說云筑紫太宰筑前家持ゝ郎女ハ新羅ゝ妻にして萬葉集
にあるこれ家持ゝ妻にあるこのむすめ紀なけれとも唐書博士蔡
安國說ゝ郎女ゝ遠例とあるゝ陸湯博士蔡
ゝ郎女ゝ命婦ハ新羅ゝ妻にして家持ゝ妻なる
けくこれ新羅ゝ妻を求ふへく牛馬ゝ鬼大車とむ記ふ
ひ死ゝ死戰と門ゝ死んとせしこれ新羅ゝ声にして かなしんと
ふ公勇ハ新羅ゝ事にあるこれ息ゝ下にて
添ふれハ牛馬ゝ馬ゝ感涙とあるこれ秋八月ふんぬなるこれ

必ずしもあらざれども定業必ずしも歌を感じてきたらざるなり
壽命八百歳果報無尽后宮を告て老さらぬ程なく姫宮後
聖武帝の后となる光明皇后と申奉しかれなり
今按ずるに家伝なり家持義永姓なるあるべし大伴姓なり此氏
孫彼考ずるに義永は天児屋根命の裔にして大伴を高皇産
霊命の世の孫天押日命の後也そもそも自ら相遠と知べし又
光明皇后は家持ゆかりなるにあらざる義永ふたり等の二女なり又撰年
号八月小尺なるべしとあるべしとあるべしとあ

僧正遍照の御字内裏にかきて御歌合あり人丸をかきて大伴黒主を合はせ小野小町を定めて歌黒主をいひ負ひ小町は歌の上手にてもうれはしかりしかの家にて女小町は水色紙にとかく額をかきて黒主を大ようにひ歌を書くとえを書きてまうけ小野氏を称して紀氏の流のうゑ〳〵ひ〳〵歌を書くとえを書きて

此帝の時も御月なりて清原後の御門は小野をうめ化河内船紀貫之高野の斎宮忠岑左右小町の歌とよみて帝貫之に仰して小町の歌とよみし先歌ふかき色の筆とふ頭にて

のうゑ〳〵ひ〳〵歌をかきて紀氏の流大伴黒主をみおて見ハ古歌にて万葉集よりとれり歌と云て歌見ぶり〳〵黒主のよみ歌ふかきうたをかれい小町大ようのうさよく見ふ物の女文字に書つき角ひそり相ハ歌むとう物さと

墨主をかきて書こみきうかんとうひとんでう流の流にてあるふまとうとも入筆ふれ歌のとう頭とこもふとう全所けれ小町

御門醍醐にあり黒主ハ流流とう歌とふ

今按ふ延喜帝御歌合ふ前小町ハ歌なり小町ハ歌なり

年月不記とハ在原業平陸奥国八十島ふとハ小野小町

歌を見〳〵事江家次第古事談東齋随筆袋草子神中物

黒主ともふ宗家の

地名ありとふに仁和

名物ふ物ふ物ふ後業平ハ陽成帝御字元慶四年ふ事

のうめうきたれ十五代貫家ありふとうふ硯帝昌泰元年ま

生て後撰集大内

の和歌ふ歌ふ

て八十八年ふ及つ又黒主ハ大伴ふ多の孫なり

ふ多ハ大友皇子の

人丸ハ柿本氏

延喜帝ふ久て近江の国司と形部卿ふ今集ふ大伴黒主

の後裔と称し

あふうやかうの山ときてとれかれて見ゆ君ふ子と分ハ

孫なりとふ

見ハ今上の御へ出あふうとうとあり今上ハ硯帝ふ

古今集ハ延喜六年四月十九日ふ

後山ふ三年ふ

名物ふ志賀敬ふ大原ふ

入帝山きたに黒主の明神

[illegible]

流されて本行基の書よりあらはれたる

二小野小町鶯鶏かしの歌の流れ乙造小町の流

俗説云小野小町ハ出羽郡司小野良實の女にして陽成帝の文女と形容高く容色ありて傾歌小野小町と称し後小行乞食と名を

内閣白色にて茶筌とむすび世人ことごとくあつまりけるを

帝御覧ありて召出され乞食と勅使をして

みて面白の図やゆりにとりふかせ小町

雲の上にあつまりむらにかなつ鶯と

文字をうつしてあるむ人とよめるを又小町乙造の色を

空海これを問答ある法ありて空海これを記して乙造小町と

号し今世にいたるなり云

今按ずるに小町の鶯鶏の歌世に選集小町家集にも

かなくなし但し古今著聞集十訓抄寂覚記に廿絹言

通憲信西の子成範摂州中納言の記にいはく

けるむしろハ女房のいろ[illegible]

[illegible]ハ女房の中より昔とそひむて　雲のうへにあつまりむらに

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十八年、仏寺を建て、仁寿二年十
[illegible]三釋書云、言傳弘法伝記等ニ見ル
[illegible]月小町ノ祖父小野貞幸ヲ
[illegible]小町ハ玄孫ナリ
[illegible]入定ノ年ニ
[illegible]中將爲祀件石（高子）出家相構之後爲生髮至陸奥國向
[illegible]十鴉求小野小町尸夜宿件鴉終夜有聲曰秋風之吹
[illegible]仁付天毛（故事談東齋亟ニ云ク秋風ノ吹ヲ聞テ）阿那目阿那目後朝
[illegible]求之髑髏目中有野蕨在五中將流泣曰小野止波不成
[illegible]薄生計里（名称ヲ小北）即歛葬（袖中抄云小北小町數十年在京而好色也然歸本國死去故尻在八十鴉者歟）
[illegible]年ニ
[illegible]小町ノ死ヲ
[illegible]奥ニ
[illegible]小町ノ
[illegible]四十條
[illegible]小北ノ
[illegible]裏ノ
[illegible]小町ノ
[illegible]父二十一而亡兄二十三而死弟ヲ
[illegible]小

町歸入ノ
[illegible]（拾撰集ニ小町ノ歌アリ）
[illegible]月ノ
[illegible]山篇ヲ擬作シテ小町ト空海ニ
[illegible]人證ヲ
[illegible]小町ヲ
[illegible]ノ
[illegible]ノ
[illegible]ノ

見て考へるべき記あるべきなれはなほ孫人〻と書る事ハ
知られとおさへ〻〻どもひとすべつきなれひとやう
人まさりなるべきなりとしるせあるなれ考へ〻〻

補 伊勢を補伊勢物語と書説

俗説云伊勢を補ハ伊勢物語とめでたく書て世ふきこえたり
今按るに伊勢物語と書しハ伊勢なり伊勢を補ハ上東門院の侍女なり
伊勢ハ宇多帝の女御なり伊勢を補ハ上東門院の侍女なり
二人と混して一人と覚しる故なり 説なるし考見るへし
大系図に按ふ伊勢ハ後京門家呂二代孫大和守継蔭女なり
七条后式女三后 寛平法皇御息所
伊勢を補ハ大中臣頼基 能宣孫 女なりまた孫
なりと俗説の相違と書と云説

補 袴垣遊女ハ白拍子なり書と云説
俗説云むし〻能宣乃を宰府より小袴垣をつらひて住し
白拍子後肥後乃白川色まさりそのあり

袴垣遊女ハ白拍子なり
俗説云能宣乃を宰府より小袴垣をつらひて住し
白拍子後肥後乃白川色まさりそのあり
今按るに宰府ハ俗説なり 袴垣遊女ハ白拍子なり
袴垣

[illegible]
図ども[illegible]
文を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ九不山蓮[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ石塔文字あ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

中年少載藏其一諸女浴暑就衣化白鶴去獨失衣女留隨至年少家為夫婦約以三年還其衣亦飛去故又號浴仙池又同談 和漢同日乃妄誕なり思して文盲なるものは四海の一天地なる紙にして天上なる世界あり地下なる世界あり海中なる世界あり孔子の教は西電霜雪のごとく天地もくつがえすべしと信ずること疑いなし 此段加小補

三 玉藻前殺生石と称する説

俗説云近衛院の侍女玉藻前狐子なること顕はるるに及て上総の国へ流されて二浦介義明に敵せしが義明死して後に殺生石と成て人を害ずるなり 蒲生四代記に見えたり 日本寺法考云摂州殺生石

鎌倉志第四 海蔵寺寺宝三 用山源翁禅師 侍アリ

金沢文庫に玉藻前の書あり 一元禅一源翁 一源翁

殺生石と称する説は玉藻前の死骸なるべしと云ふ 一夜庭禅師頌を唱へ拂子を立て

つて石に成られて碎くべしと云ふ

今按ずるに妄説なり 何故に須弥に殺生石ありて倉敷に殺生石なきや 故に殺生石は玉藻の事なる

つて石に成られて碎くべしと云ふ

今按ずるに妄説なり 何故に須弥に殺生石ありて倉敷に殺生石なきや 故に殺生石は玉藻の事なる

殺生石は下野国那須野なる

殺生石は信州磐梯山なる毒石なり

殺生石は人捕石と云ふ 蒲生四代記に見えたり 日本寺法考云摂州殺生石

空海入唐飲んで成仏せし毒石あり 化州高州の辺川なる毒あり

肥後奥の辺川なる毒あり 日本寺法考云石見国二万郡高海の湖あり 法名いまいるの法死せしと云 大和なる草 法名の死術と云 又越後の山中に毒あり 法名の死術 法名の死術 法名の死術 法名の死術

土佐に毒ある事あり

其際高城弟朱魚興水

玉藻の石為かるんや 此段加小補

四 常盤前墓と称する説

俗説云常盤は源義朝の妾なり義朝敗死の後平清盛入れて妾とす 牛若敵なる故なり 牛若盛を逃れて奥州に下る 清盛入れて牛若を捉へんとす 牛若盛を逃れて奥州に下る 濃州青墓に盛ところ

れしとのひ給へ今小墓あり云れ此山中に墓とす
今按ずるに年号の書なき見る所に年治物語に常盤を盛り
ゴとれて姫一人まうけそうしがそこに捨て後に一條の天皇に
也成の御方になりて子ともあまたおはすとかの盛衰記に
長成の子に常盤腹に伯耆義成と云て宮内の判官義経に仕へ
て西国に討死したる義成も故ありて大物の浦
にて討死したり和泉国に居住すと云て宗
に常盤の後に也成の妻になれる事とさる者牛若奥州下向の
ときかくしたりと想像して家記に載せ給へ
他人忠墓に成に常盤の墓ずまりとあるべし
五 堀川夜討の時静長刀にて敵と戦ひ流れ静形長刀の流
儀云云伝授の堀川夜討のとき静長刀にて敵と戦ひ
物語り後世に長刀の象を似て作り静形と云
今按ずるに堀川夜討に静長刀にて敵と戦ひ牛
若義経記盛衰記に見えたる但し銀治譜に濃州多藝志津銀
治志津三郎兼氏後来相州為正宗弟子能作長刀稱之世
號志津象也と云ふ志津形式と謂て静形と称
堀川夜討に働きて以附舎せるものなるべし
六 伝教院の後家義経まあの所説
儀云伝教院の母は継信忠信の父なり二人忠子成義経に属せ
ゆえに忠信の後あり兼元子と云ふ平氏忠盛ひかけさ病とか
ひとりの妻うとうひとて二人の婦人夫の後に継信忠信
あり云ふ妻うとうひとて二人の婦人夫の後に継信忠信
尼と云ふ義経奥州に居住の時継信の子弱若と
ことに義経ふまみく云ふ所に成て継信
忠信年と節々の年数に伝ふて継信の戦死吉野にて忠信の御
ひとし以後ひとり平あり忠信尼公八幡と也指物所
今按ずるに東鑑と考へ合ず文治五年七月頼朝奥州の泰衡

伊賀七郎泰衡郎従信夫の佐藤庄司 一号湯庄司 譚元治建信忠伝父也 河邊太
郎高經伊賀二郎七郎高重伊賀三郎兄弟 右那坂の上の陣
と張り給ふ孫舎弟より常陸冠者為宗同次郎為重同三郎
資綱同四郎為家兄弟四人を勢を率て伊達郡澤邊まで
みな陣を取り給ふ 第廿四 射ける方百余騎以下一度にかつて
鬨をつくる資信為家父子兄弟者相模国住人
為宗ハ為重為家ハ為重の弟なり故佐藤庄司以下の兵十八人一所
にうち死すと云へども佐藤の相違と考へたり
七月の中旬すぎ比の頃
俗説云日向国住田と云ふ所に天女と云ふ者ありて
り花の中と云ふ 一説ハ鎌倉大納言と云ふ人豊後国緒方庄日向小田小住せる一人のむすめ也
月中と云ふ
ふく如く比丘尼と成て庵室を結び
住くかさなく男子ありて
ともに通夜に父母これを嘆て
ともに通夜に父母これを嘆て
ともに通夜に父母これを嘆て

猶し人年て戰天童とふ（一流ニハ弘仁二年二月六日男子を産む神剣とまうせて
大神雄基と号し後国を押領し　大童丸世乃孫伊弉尾形之命伊弉とふ（一流ニ云雄基ニハ
男あり嫡子与勝
二月井改元二月の南雄季二男桂国七帝　李定四男六帝八帝　基手六男
母井北帝李定　雄盛とふ　雄盛より五代の孫法方命雄栄と号
伊弉多に蛇尾
乃あと切る故に尾形と号し　栄孔と形と
今梅形の妻流なり　但し舊事本紀云大己貴神素盞烏尊子　天の
国車に乗て妻妻とゝやむ　長流駅にゆきて大隆祇の女活
玉依姫に妻とゝひそうて　休して人王を約て　古事記云活玉依姫を容
端正神壮夫とあらて　女妊身ようて父母あや
そ誰人来るやゝ問女こたへて　神人忘形屋のうち
まうこうふ姫せうとふ父母森とはたきて　綜を結うて
とゝうく神人乃綾裳に加け明旦綜を求へ尋称
とゝ山に遍て穴より　紙て節波山を縁石祝に入る
山さうて形大神　そうて其綜の遺るとゝ知
きく三榮ありこれ故に三輪山と名多大三輪神社とふ

牧氏系云大神羽氏ハ素佐鳴雄命十世の孫すして大国主神を貴し後ろ
三宅乃溝杭耳の女玉櫛姫に妻を　玉櫛姫に妻を
とゝうく玉櫛姫績麻苧を表ふ　苧を表ふ
すふ大和国中法山とまうす　苧乃ことを紙
日本紀云崇神天皇の姫倭迹々日百襲姫命に大物主
と書と次紀に七年神常に宮見へて　秋に
面裏姫夫と宿て同居常に宮まゝ
当新とゝ孔と紙を称りく出ゝ
明旦櫛て天榮乃威儀を見む大神ゝ言理物紀
り紙明旦櫛笥に入る　ゝわる形をとゝく
半ゝ孔姫乃のうちを　紙あゝむあく孔を消て
笥紙孔ハ天榮小蛇なり　を大ゝ衣裳のゝ
姫孔ゝきゝけひるく　大神乃人忘形紀して
を素に謂て孔くまゝ　海之のひきて吾紙ゝ
紙ゝ海とゝうゝん　て大屋を踐て　市流山まゝ
姫あゝ紙孔ゝゝ孔姫　ゝ箭紙ゝく　陰紙ゝて蕎

そもそもあり元曽の説とあやまり伝ふるなり大神と称
ごと訓を誤りたるなり略してみわと訓を既に
八岳史姓氏録に大神氏と称せられ実に古より
れあり戰大童八束の氏まあるに尾形の事八源姓
和名類聚抄延長年中伝 既に備方宮紀に備方と尾形と
訓同じ比攻て通用して記紀のくだんに蛇尾あるなる
くんそくんの富士を不二とも称するなり 代云るも
いそくひむなり元等とよろく俗説のあやまり
なり



僧道


一 百濟乃僧日羅末胡乃説
二 庁囲の飢人と達磨と云説
三 行基菩薩を卵生と云説 小補
新 新羅乃僧乃行叡と盗く教うく説
四 弘法大師 猶徳附 守敏僧都説 訂補
五 玄雅阿闍利梵平兄て欲と詠する説
六 柳本紀伊国霊深院伝悩き説 訂補
補 元昉僧正還亡の相あり説
七 志賀寺の人 京極御方不逢て欲死む説
八 慧光伝乃寂る時胸より蓮華を生せり説
九 西行法師 雪喫菩薩と相する説

# 廣益俗説辨巻十五

井澤長秀　輯録

## 僧道

一百濟ノ僧日羅殺害ス朝ノ説

俗説云日羅ハ百濟ノ僧ナリ殺害ス

今按ズルニ日本紀云敏達天皇十二年ノ秋七月丁酉ノ詔ニ

いにしへ我先考天皇の世より領する所の任那國を新羅の

為に滅さる先考天皇任那をこうかへさんと欲てこれを

以て朕をして前に移して以て朕をして任那をこうかへさんと欲

ふ今百濟にある火の葦北の

國造今考ルニ肥前肥後ともに火の國といふ後はわろく肥を肥後と云ハ先ハ肥前ナリ今の國なり肥後紀にも肥後國と加へきたりしを

阿利斯登の子達率

日羅弘仁弘記云達率ハ官名

を賢人にして勇あり朕彼と相てこうんとを

ふかくして紀國造押勝吉備海部直羽嶋と百濟ノ使

て日羅とともに発ス十月二人の使百濟より入朝

て百濟王日羅を招きて加へさせ給ふ事は仏教の始
為と百濟より渡り給ふ仏像百濟より渡りもてまゐりたる
日羅を内裏へ入れ奉りたとひ乞とり日羅の門をそとり志ら
く有て家の内より韓婦おて出給とよ姙娠を語をわき
中へ入れと後に從て内へ入て日羅むかへて仏法を
うけ給そうにつきていろいろ百濟は天朝とうそうひまり
臣下はうとまれて後ろ先て久しく卿宮勅を乃むこれ
自者くいろいろ言いろを足給て急ぎ百濟は恐まて
久へ出屋しと云相為を有ませて日羅を百濟の姙
百濟を物仏地ふくそむくを行くを次をこをくれ人を
そ面て日本をかくる日羅笛吉姙乃児為の毛余に
きりに朝廷大伴糠手子連とはかりてあくさ先骨孫
又吉史等を難波の館つかはして日羅を殺
はと紀日羅殺甲るよ宮門庭乃下よいきり廳前小出

て進ず退ず跪伏て〻〻
我君大伴金村大連国家のきめ小海の表につくせ
芦小国造刑部靭部何利斯也ら子臣を卒日羅天皇の
石仏安て来朝せり少て甲とと記て天皇に奉分結と
阿斗桑市を営て日羅を住そむ所倍月宮物部贄子
連大伴糠手子連とはかりて国の政と日羅よこそめ
称ふ日羅を入て〻〻天皇の天下を治めを世を国をん
はまつ黎民を国とり庇〻ひ治へ人をすくやた
会仏たこをんや称つく〻列臣百姓仏饒富す名半年小
して食と足し無仏を〻〻使民とをこと〻先小水大
とをけ〻て於〻〻国の乾仏うまへむを仏船仏
国くはう海を小つ〻孫を〻菅容を見やて仏それ
め使と法のりて百濟を〻ひをと〻耳〻すハを日子
と姙娠〻〻仏を乃〻次代の仏仏をやめ後を

罪ゆるしたまふ所なり奏聞して日羅を具して日本に
来れ百恩卒参官等百済人とすれども仁徳公といふ
者ひとりつきて世八ちをもつて我国の統領
となんこころとなり日羅を害すべしとこれを聞きて
爵禄あるべしといふ徳公答諾してこれより日羅の棄
市村より那波の宅にうつしひて色を教ゆ
故へ訪して小郡西畔丘に收め葬る日羅の妻子を
百済の者と一所に要はべりなり変あるべしとて別室に
置き徳公答をかくして
芦小につつしむ日羅に仕へ奉る仕
小君これ仕教して弥賣爲刺に於日羅が屍を芦小
にうつし葬るあり日羅は百済の者なり
肥後国芦小郡の順を見て賢きて勇あり今案小郡孔之多知
良郡と云ふなり古記云古々百済国と書り也日羅を葬り地名り後人策
雲を建て地花像を安置せり也八俗説に日羅勝軍地花と呼ぶ云ふなり

宮化天皇の御宇に百済より渡りて帝の百
済にて国朝せるものなり甲を被る小柴廳にすんで
陣せりあるべしとつくり倍にあるべしとつくり陣は
政事をとりおこなふ帝位にいまして也一言半句白浪の
中小あづかり沢庶民皇子にあるべしとて
俗説の誤説なり

二 片岡飢人を達磨と云説

俗説云聖徳太子片岡にあるべしとて
式云日本紀に推古帝二十一年厩戸皇子片岡にあ
達磨にあひ給ふ
ト部新云
達磨来て片岡の事
始書に干元亨釈書にそひ給ふ飢者乃ち
無出處之事也按
あるべしとて合とあるべし
俗説和歌髓脳
飢者歌
云片岡飢人者
衣服賤しめ給ふ
文殊化身云云
忠家卿記に聖徳太子片岡乃多乃人
拾遺集載
やあり古乃書に
飢人とあり記して達磨と

級照ノ歌題ニ飢ル人カラモケテトヨミ今梅に逢ひて達磨来行園事

堂かゝ飢人と達磨と称し寺を建て達磨宗と号し制作添なとよ

平朝文粋藤俊生和歌序

嫁とゝび寺を建て達磨宗と号し制作添なとよ

我く為世と誤て貽りく

羅山文集　胎産難添　神社考

三行基菩薩ハ卵生と云ふ説

伝説云ふ基菩薩ハ和泉国大鳥郡の土氏の娘女薬師と云ふ者の子なり母懐妊して十二月目に産むと雖も卵と云ふ者なり於ては産みあへし門家の棟の枝の枝にて上に卵やあり男子いで是基菩薩なりと云ひ伝へ如くあれば神異なり

今按ずるに俗士の人と称するは必怪説と対舎して人と産んをなかし時珍の本草綱目に産の者とあるをいふ陰俗氏の素ハ孕て左脇に人と

なし右の脇に人と名ハ沙南の屈雍の妻王氏ハ右の脇下小腹のより男児を生晋のと紀魏典李宣の妻樊氏ハ額の上瘡やぶれて子出て背より出ると考孔小西樵埜記五雑組

右伝説ハ基うきくひこれあり怪物志に一国王の小夫人内国の夫人卵を生やまして一男子を徐偃王と記せり。事文類聚に徐君の妻海に入て男子を産ふまを拾為に入て内国を産むと中ふ一女出りやあり。元亨紀書云肥後国八代郡の者一内国を産むと中ふ一女出りやあり。法苑珠林云天竺に一女あり号次とあり竺国のく右の説に同し舎利弗と云ふ

世ふく者あり

図後漢書云昊帝の母ハ竺ふり之大集経云波斯奈国乃山中に梵志をり赤梵志の耳口眼鼻に似て為人に類せり。雑宝蔵経云ふ一角仙人も山中にひとり住仏涅槃に同じく

右の説ハ竺ふり之大集経云波斯奈国乃山中に梵志をり赤梵志の耳口眼鼻に似て為人に類せり。雑宝蔵経云ふ一角仙人も山中にひとり住仏涅槃に同じく

皆竺土に産ハ有て

馬ふり

我同胞の人と引例ふ

此段小補

天竺の非祥なる我知へし

新羅俗道ふ賓級と称ふ

新

俗説云天智天皇七年に新羅国の帝沙門乃ふ

て勢田に社をあらためたてまつる草薙劔とぬきのごとくにしたがひ劔とれて恪多まさに近江ゝと勢田明神に告明神を対をいつゝ恪多まさに京こゝに劔をとゝのうかへて社をたてゝ新羅明神を元をゝ少て生不動ゝ生不動ゝ生を勢田明神生不動ゝ敬ゝ敬ゝ敬ゝと云

今按弘ゝ日本紀云天智天皇御宇七年十一月汝門道行盜草薙劔向新羅迷中路茫迷風雨歸。古語拾遺云草薙劔尤是天璽自日本武尊凱旋之年留在尾張熱田社外賊倫逃不能出境也神物霊驗仍此可觀ゝ古明神ゝ跳敬ゝ

ゝ奇化ゝ

ゝ又生不動ゝ事非ゝ西史實録ゝ

ゝ草薙劔道行ゝ盜ゝ後ゝ禁裏

ゝ日本紀云朱鳥元年六月戊寅下天武天皇病

崇草薙劔即日送置于尾張國熱田社ゝと考ゝ

四弘法大師験徳附守敏僧都ゝ説

俗説云弘法大師ハ奇妙の験徳多ゝあるひハ水なれ不ゝ水

とおゝ

ゝ

ゝ

○大史公傳奕精究術數之書而終不之信有西域僧能呪人立死復呪即生上試之驗語之奕云曰
此邪術也匡亂邪西域の僧来りて人を呪して死に化ところ小死を呪して死又呪して
不能ず正請使呪せしむ帝元の事をうるして大史令傅奕につぎて死奕
臣必不能行僧呪せしむ奕覓僧僧作ふ[illegible]を邪術なり正法に非ず事あるべからざる
而死奕不信佛法呪をしむ一一必ずこれを[illegible]
戒子勿學佛書集晉書以来駁せしむ奕法をなして僧術也[illegible]て死せと通盗個用
佛教者為高識皆記せり 又唐嘉話劉賓客嘉話録括異志等に詳に出せり 又水を紀而よりあとを
傳十卷以行世せしめ今乃世に多く筋とり穿おせるきくひ
多く又中に法に非ざるを不信を云俗法の
なるべしと穿ちうるあり
又水法ひとしきあるべし水を封ずるとは法非なる
豫德とあるべし空海の下をむきて呪ふる国
国のあと人をひきあるべし[illegible]
れうをひと貽さんや又水法湯はわるを事非なり 補 祛
疑說載呪水自沸法云正法出於自然故感應亦廣大

邪法出於人為故多可喜之術見呪水者不施藥物立
使騰沸乃以猪囊藏袖中用手法助之耳佛乃ようあるさ
ひと知べし又九字は佛乃ようあるべし枹朴子云入山宜知
六甲秘祝祝曰臨兵鬪者皆陣列前行凡九字常密祝
之無所不避要道不煩此之謂也 居家必用云門瓣先畫四縦一後畫五横一是九字也
仁山金履祥通鑑前編
以為請雨者民也若以のとれるを行ひ妙すとしふとあるべきなりきへく
禱晉諸自當遂有雩八人君るこの旱をなけき百穀のきえをいのるを云
戒剪髮繡瓜素車白馬鼎鼎白茅以為犧牲禱于桑林之野一あるべくあやまちを謝し改
祝曰無以余一人多方苞苴行路夫偽ふらと云六事以乃童男女
之不敏傷民之命八人を乗しめて雩次先中華天子の雩あり我朝
以六事自責曰政不[illegible]皇極帝乃雩と大祭を行
節慎民失職慎宮室崇慎女謁盛欲苞苴行欲讒夫昌欲言未色大雨方数千里
室崇慎女謁盛欲苞苴行欲讒夫昌欲言未色大雨方数千里 補 日本紀云皇極帝二年八月甲申朔日

天皇幸南淵河上拜四方仰天而祈即大雨五日潤天下天下百姓俱称万歳曰至徳天皇

むさゝのゝんきあふこれまよあつる氣非淺と僧徒巫覡茅渟と
俗力をもて祈りて祈明何ぞ拔よ感格あらんや又敏と
いはゞとおもふ半俗なり慈悲ふ敏とおもふ敏と俗のいふ
不知あれいとて我よひゝき者を悔なく初てあるを味やい
有色さゝあるひ初孫共神を非禮とうけたとうへて納受す
孫神佛あらんや色なれ流ゝとゝ空海と射せんと
て妄作ゝきるとたを空海とゝ吳あらは額とあ
つめゝこ王氏孫ゝむ　此段訂補
五真雅阿闍梨在京業平を見て詠歌の説
俗説云ふ雅阿署梨八空海弟子なり在京業平卅年ゆゝて
曼陀羅九とひゝ氏ゝ氏ゝ　ゝひおれゝ氏ゝの山の
いゝゝゝゝいゝひいゝあれゝゝゝゝのとゝよみゝと云
今按孫ゝ王俗深秘物ふ在京業平十四歳より雅俗ふ

にゝゝひて密法氏孫ゝひ孫ゝ奥ふ
（ゝゝ氏ゝ氏孫ゝ氏ゝ八ゝ雅ゝ業平男女の睦ありけるハ
たとゝゝ孫ゝ氏ゝ氏ゝ氏

六柳下紀伊守靈深房と惱す流

俗流云柳下大淋伊守は紀三國守なり故に世に紀伊守とも深房と見て深房の名を

云靈神者鬼とかつて后妃をまた一流には天狗とあり

亡坊は大淋は弘法大師なり鬼とかつて天狗とな

るべきものなり

補 三代實錄云貞觀二年二月廿

五日丙午僧正傳燈大法師位真濟卒六十一眞濟俗

姓紀朝臣左京人也祖正五位下由長父正六位上御

園眞濟少年學大乘道兼通外傳夙有識悟從大僧都

空海受眞言教授兩部大法爲傳法阿闍梨時年廿五入愛

護山高尾峯不出十二年嵯峨天皇聞其苦行爲內供

奉十禪師承和之初入唐仁明天皇擢爲權律師文德

天皇尊重爲權少僧都又轉權大僧都少頃爲僧正と

なるとかつて実とかつて

大淋卒して後年四年にして貞觀

九年にして后病とうけかつて

深房后にかつて

七年にして后薨

年月を相違せり

一云小倉峯山法師の夫

玉代一説と考ふに寛平

八年二條后高子陽成母

にして后薨

后は后の

后は伊豆國と流

流とあり

后は后

后は后

后は后

[illegible]人と云へる人を用ひて日本紀人を志ゆかしくして害あり今按ずるに文敏詩を云ひ漢高祖柏人といふ所に宿をとりて高祖柏人は人を迫るなりとて宿せずてをりて岑彭蜀城代に営するところに彭七といふを遣て代官にうつんとせしかども日く徒よ及ひ一つの心はまもせしてうまうしに蜀の刺客つかうて陰つく同宿して夜岑彭をさこ流して後人これ城にしたる祖柏人志名城いとたかき城去て福と合て岑彭彭七の名城をくみこれをうて突をさきをつかこれ元昉小似をうちれとも昉をひ唐ふあうとを淫悪あるはなんて為と食くをん内朔すと淫欲をくんは見て災城せをんや昉ヶ淫なる蠱なる皆恐とふ面して文那女邪地城易八皆ちうんとあり羅山文集考るる

志賀寺上人京極御息所

法花云志賀寺の上人（一書に云ふ朝勤）京極の御息所と見てそれ[illegible]

今按ずるに京極御息所は大系図と考るに後京院年法四女腐子とふ百人一首抄に腐子宇多帝を親をされて雅明親王我母親王を山御息所元良親王を御元良親王と[illegible]

（後拾遺云ことそ侍て侍る京極御息所はつらつら宇多元良親王と）

[illegible]

平寶字二年春正月三日召侍従竪子王臣等令侍於内裏大東屋垣下則賜玉帛肆宴于時内相藤原朝臣

奉勅作歌右中辨大伴家持

[illegible]

八慧心僧都寂[illegible]

俗流云恵心僧都横川[illegible]寂[illegible]に胸の[illegible]より青蓮華生ず[illegible]

今按ずるに本草綱目李時珍云牛の黄物の窍馬の星宮庫乃玉屑乃通天獣の鄭答皆物に病[illegible]て人を[illegible]て窍[illegible]人霍[illegible]て[illegible]ふ[illegible]紙に病[illegible]ぬ[illegible]紙を[illegible]や[illegible]合[illegible]とや人の淋[illegible]やめ[illegible]石あり八獣の鄭答[illegible]や人の癖[illegible]や[illegible]ふ心の金石に似[illegible]ものあり物の窍[illegible]あ[illegible]や[illegible]皆物[illegible]て[illegible]物に[illegible]故に合[illegible]も卵乃石の[illegible]程氏遺

書に哉波新国の人岡中に古[illegible]塚とあ[illegible]小宿の内[illegible]くて多く心の石に[illegible]に[illegible]珠[illegible]河に山水に模様あり書張りて畫[illegible]こ[illegible]ひして欄[illegible]あ[illegible]山女[illegible]ひ[illegible]常に山[illegible]する癖あ[illegible]て朝夕意[illegible]故に軸結[illegible]宋潛溪文集に載除川乃俗法循[illegible]者般舟三昧に法[illegible]て死する故に大葬[illegible]多く[illegible]乃[illegible]化して天文乃光といき次其中に佛像あり百體具足て又嶽水小優婆塞あり禅[illegible]の法[illegible]こ[illegible]死する及ひ[illegible]大葬[illegible]内に[illegible]者の像を[illegible]めり[illegible]光天乃志物[illegible]て[illegible]に[illegible]祥の癖疾[illegible]思[illegible]に[illegible]胞に蓮華をせ[illegible]常に蓮華をせ[illegible]

人を以て攻凝信て病となるものなり

九 西行法師普賢菩薩と祈る説

信説に西行法師江口の遊女の方へ立寄宿給うしに
遊女後に普賢菩薩なりあらはれ白象に乗て給ふこ
と、はるかに人の知る所にあらず

今按に小撰集抄十訓抄赤斧抄等に書字
の性空上人法華讀誦の功によりて六根清浄の位
を得給とも生身の普賢と顕れみ奉給ふ事疑なし
給ひて七日の暁天童来て宅の遊女長者を教化
給ふ事疑普賢なるべきに西行と志を一所にして
宅に住て長者の子を教化給ふ事疑なし 又ある説に宅は周防国宅銭
長者書あり加様にとり上人に頂給て周防の国
に澤名に風忘れと詠給て 一書には周防国にて中ごろ
はかりに流れ給とあり
一説に遊女は周防国にて教化給ひしなり

ひとへに如上人用給ひし如く給ふ事疑なし 彼遊女
普賢の化身現ず 六牙の白象に乗り眉間より光
を放て 西行男女に化して 俗男女に化して 俗男女に化して
実相の海の大海に入塵土欲の風を吹て 俗男女に化して
眼に見て 上人感涙を流して 周防の国の
ものすべて周防に化して
ものを以て 又眼と云ふ菩薩の化して法
問とのべ給ふ 教禮して
加之撰集抄に撰集抄に西行と西行と
きりのもの 西行と不とを西行と西行と
川をさしてみるに 旅人は来の私を私と遊女の
ありて 旅人は来の私を私と遊女の
小を以て 私を私と見て
家に 給ふ如 給ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]